

令和 6 年 第 2 回 (定例)
須恵町議会会議録

令和 6 年 6 月 7 日
令和 6 年 6 月 10 日
令和 6 年 6 月 14 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (6 月 7 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会・開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	4
町長諸報告	5
教育行政報告	7
議会報告	10
議案第 21 号	12
議案第 22 号	13
議案第 23 号	14
議案第 24 号	15
議案第 25 号	16
議案第 26 号	17
議案第 27 号	18
議案第 28 号	18
議案第 29 号	19
議案第 30 号	20
議案第 31 号	21
議案第 32 号	22
議案第 33 号	22
議案第 34 号	24
報告第 2 号	25
報告第 3 号	26
散会	27

第 2 号 (6 月 10 日)

議事日程	28
本日の会議に付した事件	28
出席議員	28

欠席議員	28
議会事務局職員出席者	28
説明のため出席した者	28
開議宣言	30
9番 議員 三角 栄重	30
13番 議員 田ノ上 真	36
3番 議員 白水 春夫	46
11番 議員 今村 桂子	50
7番 議員 川口 満浩	59
散会	65

第 3 号（6月14日）

議事日程	66
本日の会議に付した事件	67
出席議員	68
欠席議員	68
議会事務局職員出席者	68
説明のため出席した者	68
開議宣言	69
議案第21号	69
議案第22号	70
議案第23号	71
議案第24号	74
議案第25号	75
議案第26号	77
議案第27号	78
議案第28号	79
議案第29号	80
議案第30号	81
議案第31号	82
議案第33号	83
議案第34号	85
議案第35号	86
議案第35号	86
報告第4号	87
報告第5号	88
発議第3号	90
発議第4号	91

委員会の閉会中の継続調査について	92
議員の派遣について	92
閉会	93

令和6年 第2回（定例）須恵町議会会議録（第1日）

令和6年6月7日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第21号 令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第22号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第23号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第24号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第10 議案第25号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第26号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第27号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第28号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第29号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第30号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第31号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第32号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第18 議案第33号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第34号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第1号）
- 日程第20 報告第 2号 令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第21 報告第 3号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 議会報告
- 日程第 6 議案第 21 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 7 議案第 22 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 8 議案第 23 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 9 議案第 24 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 10 議案第 25 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 26 号 須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 27 号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 28 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 29 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 30 号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 31 号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 32 号 須恵町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 18 議案第 33 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 34 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第 1 号）
- 日程第 20 報告第 2 号 令和 5 年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告について
- 日程第 21 報告第 3 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稻永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稻永 修司
教育長	猪股 清貴	総務課長	諸石 豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課	吉川 聰士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課	中牟田 健
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舛本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税務課長	安河内 高利
子育て支援課長	稻岡慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

開会前に広報委員会より、会期中の議場内写真撮影の申出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和6年第2回須恵町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

まず議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。令和6年第2回定例会議会運営委員会の協議結果を報告します。

5月31日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は16件、町長諸報告3件、教育長の教育行政報告及び閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会5件、文教厚生委員会6件、予算審査特別委員会2件です。

なお、議案第32号の人事案件は、本日、提案理由の説明後、採決を行います。

ほかに陳情が1件提出されておりますが、議員への配付の取扱いとしております。

会期は、本日7日から14日までの8日間としております。

次に、日程でございますが、本日、当初本会議終了後に脱炭素推進調査特別委員会及び広報特別委員会を開催します。10日は午前10時から一般質問を行い、終了後に全員協議会を開催いたします。11日午前10時から予算審査特別委員会、終了後、各常任委員会を開催します。また、常任委員会終了後に校区活性化推進特別委員会を開催します。14日午前10時から最終本会議を開催し、終了後に広報特別委員会を開催します。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回定例会の会期を本日から6月14日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、8番議員、9番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 改めまして、おはようございます。6月定例議会を招集しましたところ、

議員各位全員参加で開催できること、感謝と御礼申し上げます。

それでは、諸般の報告を3件させていただきます。

避難所となる学校体育館の空調設備の整備について

まず初めに、避難所となる学校体育館の空調設備の整備についてでございます。

今年1月に発生した能登半島地震では、多くの住民が避難所となった学校の体育館で避難生活を余儀なくされました。本町においても大規模災害が発生した際には、同様の状況が想定されるため、避難所として対応できる学校体育館の環境整備が急務であると考えております。

特に猛暑の時期には、乳幼児や高齢者など体力に不安がある方々が避難することから、空調設備の整備が非常に重要となってまいります。

また、避難所対策に加え、小中学校の学校運営における熱中症対策としても効果的でございます。

昨年12月の定例議会の一般質問において御指摘いただいたとおり、近年の猛暑では学校活動に制限が生じております。

空調を設置することで、気温に左右されることが減少し、計画的に進めることができると考えております。

これらの課題を解決するため、まずは町の中心部にあります須恵中学校の体育館に空調を設置したいと考えております。

計画している空調は、災害発生時に予想される停電対策として、動力をガス方式で設計いたします。そのため、停電時でも空調は稼働し、さらに自家発電により余剰電力をほかに活用することも可能となっております。

今回の補正予算におきまして、設計業務委託費を計上いたしておりますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴う定額減税補足給付金について

次に、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に伴う定額減税補足給付金についてございます。

本給付金は、昨年11月に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、

定額減税の実施と併せて、定額減税を補足する給付を実施するものです。

定額減税につきましては、本年6月から納税者及び配偶者を含む扶養親族1人当たり、所得税3万円、住民税所得割1万円の減税が行われているところでございますが、この定額減税の可能額が令和6年推計所得税額または令和6年個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定して額を給付するものです。この費用につきましては全額国庫担金となっております。

給付に当たりましては速やかに準備を進めてまいりたいと思いますので、協力方よろしくお願ひいたします。

インドネシア共和国ガルト県との人材交流に関する協力覚書の締結について

最後に、インドネシア共和国ガルト県との人材交流に関する協力覚書の締結についてでございます。

令和6年4月22日、インドネシア共和国のガルト県と人材交流に関する協力について、覚書の締結をいたしました。

覚書では、就労支援のほか、経済や文化などの交流も含んでいます。

ガルト県は、インドネシアの西ジャワに位置し、北部は山と緑に恵まれ、南部はインド洋に面した人口260万人以上が暮らす県です。

ガルト県では、地元の学校を卒業しても就職先がなく、年間6万人の若い労働力が余っている状況でございます。

日本国内では、様々な業種において人材不足が深刻化しております、人材を確保するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の労働者として受け入れる制度が始まってまいりました。

須恵町におきましても、町内企業や医療機関等、事業を継続するには外国人材に頼らざるを得ない状況で、その数も年々増加しております。

町といたしましては、ガルト県との協力関係により、企業や医療関係機関が抱える人材不足の解消に向け布石を打つことで、事業の継続、新たな企業進出につなげ、地域経済の活性化、医療体制の維持を推進してまいりたいと考えております。

今後も、町が取り組む企業支援の一つとして、外国人材受入支援を行ってまいりますので、どうか御理解と御支援賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関する事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

日程第4. 教育行政報告

○議長（松山 力弥）　日程第4、教育長の教育行政報告を求めます。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴）　議員の皆様、おはようございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年5月の新型コロナウイルス感染症の対応が5類に引き下げられ1年が経過いたしましたが、ただこの中で経験した知見を生かし、コロナの前にそのまま戻すのではなく、新たな取組として諸行事等を再開しております。

先日も小中学校の運動会、体育会を実施いたしましたが、5月とは思えないような炎天下での実施となりました。連休明けからの短い練習期間、子どもたちの暑熱順化期間等も考慮し、参観者の制限を設げず、午前中開催という新しい形の運動会、体育会の在り方が定着してきたように思います。議員の皆様におかれましては、子どもたちが生き生きと競技に取り組む姿を見ていただけたのではないかと思います。御参加ありがとうございました。

それでは、令和6年度の教育施策に基づいて教育行政報告を申し上げます。

昨年度策定いたしました第3期須恵町教育振興計画に基づいて、本年度も教育委員会施策を策定いたしました。

今年度のキーワードを「見届ける」とし、各種施策の結果を確実に見届けていくことを目標に取り組んでまいります。

まずは、学校教育課関係の重点施策から4点報告いたします。

1点目は、ゼロ歳から15歳までをつなぐ一貫した教育の充実についてです。

心の教育を軸に、子どもを中心に据え、保護者と学校のキャッチボールを積み重ねていく「成長のあしあと」の取組も開始から15年が経過いたしました。

また、論語の素読も保育所、幼稚園から小中学校までのカリキュラムが完成しつつあります。

本年度は再度原点に戻り、須恵町の教職員への取組の趣旨を徹底させるために、8月に実施いたしますいきいきネット須恵全員研修会にて、保育所、幼稚園の実践報告も含め、学校現場での取組の共有化を図ってまいります。

2点目は、学期制の検討についてです。

須恵町では、完全学校週5日制実施の中で授業時数の確保と授業改善を目指して平成16年度から2学期制を導入しています。導入から20年が経過し、社会の状況も大きく変化してまいりました。

現状を踏まえ、昨年9月の教育委員会で検討を始める 것을確認し、12月の教育総合会議で了承していただき、校長会を母体とする検討委員会に諮問いたしました。検討委員会では、昨年、小中学校の全保護者と全教職員を対象に学期制についてのアンケートを取りました。すると、答

申の11ページにありますように、2学期制を積極的に望んである保護者は2割強に過ぎないことが明らかになりました。コメントによる回答も載せておりますので、後で御覧になっておいてください。答申の概要は9ページにあるとおりです。

この結果を受け、教育委員会では令和7年度から「新たな3学期制」への移行に向けて準備を進めてまいります。

3点目は、学校評議員制度から学校運営協議会制度への移行です。

本町では、平成12年に学校教育法施行規則に定められた学校評議員制度を取っております。これは、委員が校長の求めに応じ個人としての意見を述べる機関で、あくまでも校長の諮問機関という位置づけになっております。

この後、平成27年度に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に「学校運営協議会制度」が定められました。この組織は、学校の経営方針について協議、承認し、連携協力していく組織であり、委員は学校運営に対する事項に対して団体の代表として意見を述べることができます。

本町が行っているのは、まさに学校運営協議会制度と同じであり、そうであれば、組織を整理する必要があります。

そこで、これも総合教育会議において方向性を確認していただき、令和7年度から学校運営協議会制度に移行できるよう準備を進めてまいります。

4点目は、特別支援教育の充実についてです。

特別支援教育を必要とされる児童生徒は年々増加しております。現在、小学校3校に36学級、中学校2校に15学級設置しております。また、通級指導教室は小学校6学級、中学校3学級設置しております。つまり、特別支援教育を専門に携わっている教員が全部で60名いらっしゃるということになります。当然、この先生方は専門の教育を受けてこられた方ばかりではありません。

そこで、昨年度は週に1日特別支援教育を専門に実践してこられた元県立特別支援学校の校長を指導主事として迎え、先生方の指導力向上に努めてまいりましたが、本年度からは勤務日を週4日に増やし、日常的に支援を行っております。

次に、社会教育課関係について2点報告いたします。

1点目は、社会教育活動の充実についてです。

社会教育委員会では、「見届ける」というテーマの下、主な社会教育活動に対して、参加者及び運営者に対しアンケート調査を実施し、社会教育行事の検証を行っております。結果については、現在、提言書にまとめる段階に入っております。

また、生活規範指導員制度につきましても、事業開始から15年が経過し、さらなる活動の充実を図るため建議書が提出され、教育委員会で内容の検討を始めたところでございます。

そのほか、生涯学習講座「まなびっく」のさらなる充実、そして、「ながらオアシス」「ありがとう運動」「青パトに手を振って」の3つの活動が定着してまいりましたオアシス運動のさらなる啓発を行ってまいります。

2点目は、部活動の地域移行についてです。

令和4年度に検討会を立ち上げ、基本方針であります3つの柱、つまり、1つ、子どもたちに多様な選択肢を提供する、2つ、学校と地域が協働で子どもの育成に関わる、3つ、持続可能な制度を構築するという方針に基づいて、それぞれゴール像を共有化し、本年度はいよいよ9月以降、実施できる部活動から休日の地域移行を実施してまいります。経費の問題や人材確保の問題等、課題は多くありますが、令和8年度の休日完全移行に向けて着々と準備を進めてまいります。

最後に、子育て支援課関係から2点報告いたします。

1点目は、須恵みなみ幼稚園の開園に伴う待機児童の解消です。

おかげさまで、予定どおり10月に保育部門を加えた「須恵みなみ幼稚園」を開園することができます。これまでの定員120名から倍の224名に増員することで、待機児童の解消を目指します。

なお、開園式を9月24日に予定しております。詳細が決まり次第、御案内申し上げますので、御参加くださいますようよろしくお願ひいたします。

建設工事については、おかげさまで順調に進んでおります。3月に御覧いただいたとおり、園舎の建設が完了し、現在、園庭・外構の整備に取りかかっているところでございます。

園児たちは4月より新園舎にて活動しており、6月22日には遊戯室にて運動会を開催する予定です。

2点目は、放課後児童クラブにおける保護者満足度の把握です。

教育委員会の目標でもあります「見届ける」という観点から、業者委託をしております放課後児童クラブにおきましても、保護者のニーズを把握し、運営会社、保護者等と連絡調整を行い、より満足度の高い放課後クラブの運営を図ってまいります。

また、子育て支援課では、現在、本年度の策定を目指し、第3期須恵町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

なお、令和5年度の須恵町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び報告についても、教育大学の川島教授の意見を添えてSideBooksに上げておりますので、後ほど御覧ください。

最後になりますが、先日、脳科学者の茂木健一郎氏の講演を聞く機会がありました。講演のテーマは、「人工知能時代に子どもたちが身につけるべき人間力、脳力」でありました。そこで話をされたのは、「子どもたちに必要な能力は一つだけだ」と、それは、「多種多様な選択肢が

ある中で、最善解を自ら判断し選び取っていく力です」と、そう断言されました。また、「人工知能は答えは出すけれども、自ら問い合わせを発することはできない、問い合わせを発することができるは人間だけだ」ともおっしゃっていました。改めて、不易の部分である心の教育の大切さに気づかされました。

今後も、「感動・感謝・共感する心の教育」を教育施策の柱に据え、取り組んでまいります。議員各位におかれましては、須恵町教育行政に対する一層の御理解と御支援を重ねてお願ひいたしまして、教育委員会の行政報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） これより教育長の教育行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

日程第5. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第5、これより議会報告に入ります。

閉会中に、粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。
6番、稻永辰己君。

○議員（6番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。令和6年5月13日月曜日に行われました令和6年第2回粕屋南部消防組合議会臨時会について御報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

日程第6、議案第8号粕屋南部消防組合監査委員条例及び昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部を改正する法律の改正により令和6年度から指定公金事務取扱者制度が新設されたことに伴い、所要の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

日程第7、議案第9号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、消防力の充実・強化を図ることを目的に段階的な定年の引上げが一時的に行われ、特例的に定数の上限を引き上げる附則を条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第8、議案第10号粕屋南部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法第58条の2に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関するものを条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、議案第11号粕屋南部消防組合職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法第38条の2第8項及び第36条の6の規定に基づき、営利企業等に再就職した元職員に対する現職員への働きかけの規制に関する事項を条例にて制定するもので、全員賛成で可決しました。

日程第10、議案第12号財産の取得（高規格緊急自動車）については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和6年度事業として、高規格緊急自動車の整備を図るものであります。

1. 契約の目的、高規格緊急自動車購入、2. 契約の方法、指名競争入札、3. 契約金額、3,494万7,000円、4. 契約の相手方、福岡市博多区浦田2丁目1番8号、株式会社消防防災代表取締役成良仁志としており、全員賛成で可決しました。

日程第11、議案第13号財産の取得（35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車）については、粕屋南部消防組合第6次消防力整備計画に基づき、令和6年度事業として、35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車の整備を図るものであります。

1. 契約の目的、35メートル級先端屈折式はしご付消防自動車購入、2. 契約の方法、随意契約、3. 契約の金額、2億2,770万円、4. 契約の相手方、糟屋郡粕屋町大字柚須132の1、株式会社モリタ福岡支店代表取締役松岡孝治としており、全員賛成で可決しました。

日程第12、報告第1号専決処分の報告（専決第1号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、家屋の屋根及び雨どいの破損により損害賠償額10万4,830円を支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

日程第13、報告第2号専決処分の報告（専決第2号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、ブロック塀の破損により損害賠償額7万5,350円を支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

日程第14、報告第3号専決処分の報告（専決第3号）については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、自転車の破損により損害賠償額5,792円支払った旨、報告がありました。詳細は記載のとおりとなっています。

なお、全ての損害賠償額については、全額損害賠償保険にて支払われるものとなっております。詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和6年第2回（5月）粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第32号の人事案件については、議会運営委員会の報告になりましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

日程第6. 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） おはようございます。それでは、議案書は1ページをお願いいたします。

議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてでございます。令和5年度予算につきましては、さきの3月議会に補正予算（第8号）を提出し、議決を頂いたところでございますが、その後、予算の補正が必要となり、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、令和5年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ782万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億6,954万3,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず、歳入からでございます。2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、3月末の交付決定額に合わせましてそれぞれ増額及び減額補正をしております。17款寄附金、篤志寄附金で368万円の増額補正です。18款繰入金は、財政調整基金繰入金1,575万9,000円の減額補正です。22款自動車取得税交付金は63万4,000円の増額補正です。

4ページをお願いします。

歳出です。2款1項総務管理費108万円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。3款1項社会福祉費854万円の減額補正は、国民健康保険特別会計の決算見込みによります繰出金の減額補正でございます。4款3項上水道費4,000円の増額補正は、基金管理事務の増額補正です。13款1項予備費37万3,000円の減額補正は、収支調整による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第21号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については、調整がでておりますので御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

日程第7. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） おはようございます。

議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

この予算につきましては、3月議会に補正予算（第2号）を提出いたしまして、議決を頂いたところですが、その後、予算の補正が必要となりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の令和5年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,917万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,818万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の2ページをお願いいたします。

歳入でございます。保険税の収納見込みや国県の補助金等の決定等、決算見込みに近い形での増減補正を計上しております。主なものを申し上げます。

1款1項国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから302万3,000円の減額補正を行っております。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億5,789万7,000円の減額補正です。

5款繰入金につきましては、国民健康保険税及び国庫支出金等の補正等、次に説明いたします
歳出予算補正によりまして854万円の減額補正となっております。

7款諸収入につきましては、決算見込みによるもので15万6,000円の増額補正としてお
ります。

次に3ページ、歳出でございます。各費目とも決算見込みにより減額補正を行っております。
主なものを申し上げます。

1款総務費は、1項総務管理費から3項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みによる不用
額79万9,000円の減額補正を行っております。

2款保険給付費につきましては、1項療養諸費から5項葬祭諸費までをそれぞれの決算見込み
による不用額1億6,040万8,000円の減額補正、6款保険事業費につきましても、不用額
553万9,000円の減額補正、8款諸支出金につきましても、同じく不用額103万
9,000円の減額補正を行っております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ
りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第22号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号を文教厚生委員会に付託し
ます。

日程第8. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分に
ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内税務課長。

○税務課長（安河内高利） おはようございます。税務課の安河内です。今回が初めての説明とな
ります。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に交付され、令和6年
4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をした
ので議会の承認を求めるものでございます。

主な改正点について説明いたします。住民税関連では、デフレ脱却のための一時的な措置とし
て、6月から行われる定額減税として令和6年度分個人住民税所得割合から納税者及び配偶者を

含めた扶養家族1人につき1万円の特別税額控除を実施する改正を行うとともに、徴収方法の規定の整備を行っています。また、公益信託制度改革により、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関する寄附金を寄附金税額控除の対象とする措置や、本年1月に発生した能登半島地震災害に関する雑損控除を本来の適用年度である令和7年度分の個人住民税ではなく、令和6年度分に適用できるようにする特例措置を新設する改正等となります。

固定資産税関連では、令和6年度評価替えに伴い、土地の負担調整措置等について負担水準の均衡を図る措置を3年間延長することや、新築家屋の減額措置に関する認定長期有料住宅特例について、マンション管理組合の管理者等から必要種類の提出がある場合は、区分所有者からの申告書の提出がなくても減額措置の適用を受けることができるとする改正等となります。

また、住民税、固定資産税の減免措置について、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合には、申請書の提出がなくても職権による減免を可能とする規定をそれぞれ追加しています。

その他、地方税法等の改正に伴い、各条文の文言の整理、条、項ずれ等の整理を行っています。

附則において、この条例は令和6年4月1日から施行されるものから段階的に施行されるもの、町民税、固定資産税に関する経過措置を定めています。

以上報告いたしまして、承認を求めるものでございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

提案理由です。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分を

したので、議会の承認を求めるものでございます。

内容は新旧対照表で説明いたします。3ページをお願いいたします。

第3条の課税額でございます。第3項、後期高齢者支援金等課税額の限度額を22万円から24万円に改正するとしております。これに伴いまして、国民健康保険税の課税限度額が104万円から106万円に、2万円引き上げられることになります。第25条、国民健康保険税の減額におきましても、同様の改正を行っております。

それから、低所得世帯への軽減判定所得基準の引上げでございます。第2号、4ページをお願いいたします。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を29万円から29万5,000円に引き上げるものとしており、第3号では2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げる改正を行っております。

附則でございます。第1項で施行期日を、この条例は令和6年4月1日から施行するとし、第2項で、この条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上報告しまして、承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第24号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、令和6年5月27日等から施行されたことに伴い、当該条例の上位法の条ずれに伴う引用箇所の改正、文言の修正、用語の追加を行っております。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、引用する上位法である地方自治法及び地方自治法施行令の条ずれにより、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定及び職員の賠償責任に関する規定、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等に関する規定の引用条項を改正するものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稻岡慎太郎） おはようございます。議案第27号の1ページをお願いいたします。

須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律の条ずれが出たことにより、改正を行うものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第27号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号を文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第28号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稻岡慎太郎） 議案第28号の1ページをお願いいたします。

須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、学童の設備や運営に関する安全計画の策定、自動車を運行する場合の児童の所在確認、業務継続計画の策定、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的に実施するよう努めることなど、児童の安全確保に関する事項を加える改正を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号を文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稻岡子育て支援課長。

○子育て支援課長（稻岡慎太郎） 議案第29号の1ページをお願いいたします。

須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提案するものでございます。

提案理由といたしまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の

設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、家庭的保育施設等における3歳児及び4、5歳児の職員配置基準の改正を行うものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第29号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第15、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、水道法第10条の規定により給水規模を変更したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正の内容としまして、第2条関係は、行政人口の増加に伴い、給水人口及び一日最大給水量の計画値を変更するため、事業認可の見直しを行っております。これに伴いまして、給水区域の名称変更、給水人口及び一日最大給水量の規定値を改正するものです。第5条は、地方自治法の改正により、職員の賠償責任を引用しております条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託します。

日程第16. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が令和5年5月8日に交付され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正の内容は、地方自治法の改正により、職員の賠償責任を引用しております条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

附則です。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時59分休憩

午前11時09分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17. 議案第32号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第32号須恵町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 議案第32号須恵町教育委員会教育長の任命について。

須恵町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものであります。

住所、福岡市東区馬出5丁目36番17号、猪股清貴、生年月日、昭和36年4月20日、63歳、任期、令和6年7月1日から令和9年6月30日まででございます。

提案理由といたしましては、現任の猪股教育長が令和6年6月30日をもって満了となるため、その後任として再任を求めるものでございます。

経歴については裏面につけておりますので、御参照ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決に入れます。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第32号須恵町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

ただいま須恵町教育委員会教育長に任命されました猪股教育長より、挨拶の申出があつておりますので、許可したいと思います。猪股教育長。

○教育長（猪股 清貴） どうも御承認いただきありがとうございます。今後とも、ふるさと須恵を誇りに思う子どもたちの育成のために、微力ながら全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

日程第18. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億2,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,052万9,000円とする。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条地方債の追加、変更は第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び児童手当制度改正実施円滑化事業費国庫補助金で3億4,534万7,000円の増額補正。

15款2項県補助金は、学校学習指導員等配置事業県補助金で121万4,000円の増額補正。

15款3項委託金は、統計調査事務委託金で1万4,000円の増額補正。

16款2項財産売払収入は、不動産売払収入及び物品売払収入で3,493万1,000円の増額補正です。

17款1項寄附金は、まち・ひと・しごと創生推進寄附金で500万円の増額補正。

18款1項繰入金は、財政調整基金繰入金で617万7,000円の減額補正です。

21款1項町債は、緊急防災・減災事業債及び須恵中学校体育館長寿命化事業債で4,020万円の増額補正です。

次に3ページ、歳出の主なものでございます。

2款1項総務管理費は、基金管理事務で3,346万7,000円の増額補正。

2款2項徴税費は、定額減税補足給付金事業で2億347万7,000円の増額補正。

3款1項社会福祉費は、主に低所得世帯支援給付金事業で1億232万円の増額補正。

3款2項児童福祉費は、児童手当支給事務及び低所得世帯こども加算給付金事業1,686万

1,000円の増額補正。

10款2項小学校費1,970万1,000円の増額は、主に各小学校の給食事業で給食費物価高騰等対策補助金を増額補正しております。

10款3項中学校費では、中学校維持管理事業で体育館長寿命化及び空調整備の設計業務委託料を増額補正しております。

4ページをお願いします。

第2表地方債補正で、須恵中学校体育館長寿命化事業債の追加が1件、緊急防災・減債事業債の限度額の変更が1件ございます。

5ページをお願いします。

第3表債務負担行為補正で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金及び臼屋南部消防本部組合負担金の追加2件がございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第33号を予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号を予算審査特別委員会に付託します。

日程第19. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第19、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和6年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ774万8,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を29億8,174万8,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

3款1項国庫支出金769万8,000円の増額は、マイナンバー法の改正に伴います歳出の役務費及び委託料に伴います社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございます。

5款1項他会計繰入金5万円の増額補正は、歳出1款の増額に伴う給与費等繰入金の増額です。続きまして3ページ、歳出でございます。

1款1項総務管理費774万8,000円の増額補正は、マイナンバー法の改正に伴います役務費、通信運搬費及び委託料のシステム改修費の増額でございます。

以上でございます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号を文教厚生委員会に付託します。

日程第20. 報告第2号

○議長（松山 力弥） 日程第20、報告第2号令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書は1ページお願いします。

報告第2号令和5年度須恵町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり本議会に報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和5年度当初予算及び補正予算で承認いただいているものでございます。

2款3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修委託、翌年度繰越額429万円、財源として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金429万円。住民基本台帳システム改修委託、翌年度繰越額680万4,000円、財源として、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金680万4,000円。

3款1項社会福祉費、低所得世帯支援給付金事業、翌年度繰越額3,943万6,327円、財源として、国県支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,943万6,327円。住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業、翌年度繰越額6,340万9,635円、財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金6,340万9,635円。

2項児童福祉費、低所得世帯こども加算給付金事業、翌年度繰越額2,178万7,228円、財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,178万7,228円。

4款1項住民健康対策費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、翌年度繰越額200万円、財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金179万2,000円、一般財源20万8,000円。

翌年度繰越額の総額1億3,772万7,190円を令和6年度に繰り越すものでございます。

以上、報告でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

日程第21. 報告第3号

○議長（松山 力弥） 日程第21、報告第3号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第3号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和6年1月25日午前8時30分頃に、福岡県立須恵高等学校に自転車で登校中、正門前のグレーチング蓋の上を走行した際に、当該蓋に隙間が生じており、自転車の前輪が隙間に挟まつたため転倒し、けが及び自転車が破損した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は6万7,015円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、町内の道路側溝の不良箇所の確認不足のため、事故現場の状況を把握していかなか

ったことが原因により発生したものでございます。

本件は、町道で発生した事故であるため、本来は治療費、慰謝料、物損の全てを町が賠償すべき事案でございますが、判例により町の責任割合が8割であること、高校が加入している保険を適用すれば治療費のみ実費の10割が保険適用できることから、治療費は高校の保険を適用、慰謝料、物損は須恵町の保険を適用する方針で決定いたしました。

この事故に伴います解決金は、事故発生状況と判例により自転車修理費用1万3,893円の8割の1万1,115円と慰謝料の5万5,900円の合計6万7,015円を賠償額としたしました。

相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険で全額賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、報告済みといたします。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

この後、監査委員との打合せ後、11時40分から第1委員会室で、脱炭素推進調査特別委員会を、午後1時から第3委員会室で広報特別委員会を開催しますので、委員の方は御集合ください。

次の本会議は、6月10日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時27分散会

令和6年 第2回(定例)須恵町議会会議録(第2日)

令和6年6月10日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和6年6月10日 午前10時00分開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稻永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稻永修司
教育長	猪股清貴	総務課長	諸石豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課	吉川聰士
地域振興課長	平山幸治	都市整備課	中牟田健

福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舛本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税務課長	安河内 高利
子育て支援課長	稻岡 慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。

昨日は、須恵町の第47回少年相撲大会が開催されましたわけでございますけども、議員の皆様も応援していただきましたけども、この長年間、町長が昨日挨拶で言っていましたけども、役場の職員さんがいつもボランティアで毎回やつていただいているということでございます。

体協の役員さんはもとより、役場の職員さんが日曜日も休みの日を献上して、この大会に運営していただいていると、非常に感謝するわけでございます。そのことにこの場をもちまして、議会から御礼申し上げたいと思っております。

それで、今日の一般質問でございますけども、今日は若杉クラブの皆様が大勢参加でございますので、一般質問する方ははっきり分かるような質問をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議会申し合わせにより一問一答方式で行います。

質問時間は、答弁を含め1時間以内です。

順番に発言を認めます。9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 9番議員、三角栄重であります。ここで一般質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

通告により、一般質問の内容はそこに、タブレットの中に入っていると思いますが、要は行政区の組合加入率の低下の危惧です。

昨今、いろいろな状態で非常に問題になっている、やめる方が多い、それから集団でやめる、そういういろんな危惧がありまして、私の城山区でも足元に火がつきまして、どうしようもないような状態がいろいろ出てきていますので、ここで一般質問して町の考えを聞きたいと思います。

この問題は、各議員がいろいろ質問されていると思いますけど、一応総務建設委員会でも話合いを行いましたけど、こういう質問をしたいと思うということで各議員から了解してもらいましたので、ここで披露しておきたいと思います。

町が設置した行政区には自治会があり、その代表に対して行政区長として、町から指定された事務を委嘱されています。一定の地域に住む人々が、住みやすい地域社会づくりのために自主的に活動を行う団体ですが、今、年々減少の傾向にあり、加入率が50%を切っている行政区もあり、町の行事、区の行事、地域コミュニティの参加の現状が厳しい状況になってきています。

希薄化は地域防災、地域防犯対策の不備や環境美化への人手不足、高齢者や子育て世代の孤立

を生むなど、重大な弊害をもたらしています。

そこで、町は今後どう思っているのか、今後どうしたらよいのかをお尋ねします。

そのほかに今問題になっているのは、子どものいわゆる育成会が、城山区であれば小学生が68人のうち、12、3軒が子ども会にも入らないということ。

これはなぜかと言うたら、今の若い人は夫婦共働きで、女性がそこの会合に行けないということも問題になっていますし、組合に入らなければ、その子ども会あたりも入れないという状態が現状が続いていますので、今後それが危惧されますし、多くの地区で、LINEで「今度出らんめえや」とか、相撲なんかがあるとLINEがばーっとあって、うちの子は出ませんという形でだーっと流れている状態があって、主導者が誰かおるんでしょうけど、そういう形ではーと回すと、全体的にそういうことが危惧されます。

では、それで問い合わせ1の問題に入っていきたいと思いますから。

現在の須恵町の人口は、町広報誌で2万9,299人と表示されていますが、各行政区の人口の推移、加入世帯数、加入率の過去5年間分を教えてもらえば幸いと思います。お願いします。

○議長（松山 力弥） いいですか、答弁者、誰からいきますか。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 行政区組合加入率の件でございます。生活様式の多様化、それから価値観の変化、情報化社会の進展などにより、地域のまちづくりの核となっている組合の加入率の低下が進むなど、地域の関わりが希薄化しております。

これは全国的な問題でございまして、規模に関係なく、どの自治体も抜本的な解決策を見出せないのが現状でございます。

苦労をおかけしております行政区長様から役場への相談も増えると同時に、その反面で、住民からの組合加入の是非をめぐるトラブルめいた苦情も役場に届いております。

短期的に回答、結果を出せる問題ではございませんが、皆様のお知恵を拝借しながら、時代のニーズに合った組合運営を、町も組合も行っていかなくてはならないというふうに考えております。

それでは、御質問の各行政区の過去の5年間の人口の推移、加入世帯数、加入率の推移でございます。

表にまとめたものを提出しておりますので、そちらを御覧ください。

令和2年度につきましては、加入率が61.6%、各行政区の載せているものの集計でございます。

令和3年度が加入率57.6%、令和4年度が57.6%、令和5年度が57.5%、令和6年度が56.8%となっております。

人口等は微増しておりますが、加入率については横ばいから減少の傾向が続いております。要

因としましては、人口世帯数は微増しておりますが、加入世帯が少なく、退会者も加わりまして結果的には加入率の低下に傾いているというふうに分析しております。

以上です。

○議長（9番 三角 栄重） はい、分かりました。じゃあ、その際に、ここで大事なことなんですが、この1年だけで結構でございますので、できたら区、それから組合からの脱会世帯数を教えてもらえばありがたいんですが、いかがでしょうか。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 退会世帯数は正確には把握しておりませんが、昨年4月と本年4月の全212組合の組合加入世帯数を個別に比較しましたところ、252世帯が減となっております。ですので、少なくとも、その252世帯が退会しているものと思われます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 分かりました。じゃあ、今後増える可能性はあるだろうと思いますけど、今後どのようにしていったらいいか、その区で考えればいいことだと思います。次の問い合わせのほうに入っていきます。

この須恵町でも高齢者が多いのが、川子地区と城山区でございます。城山区においても集団で退会したり、極端に言えば区の町内の中の一部が集団で脱会しまして、そしてそれが引き金となりまして、要するに高齢化に伴い、一人でおられる御婦人が非常に多くなりまして、それで組長はされないとか、年齢的な問題があつたりして、それから脱会される方が増えてきております。要するに、各家庭80以上の方が一人で住んでるわけですね、いろいろ。だから、そこでもうそういうのに区の関わりにはならんし、迷惑かけたらいかんからという理由で脱会される。だから新規に入られる人よりも、今組合に入っている方が抜けていかれる場合が非常に出てきたわけです。

その点は非常に危惧しているんで、私も城山区で区長しようと思ったけど、そのとき当時はそういうことは全然考えられんような状態が、今現在起こりつつあります。それはもう目に見えて頻繁に出てきています。

だから、歯が抜けるようにぼろぼろ、町名によってはそこに何人何人って抜けていかれますし、そういう高齢者で組長をしたくないという方が、こちら側から順番に飛び越してやってきたんですけど、あまりにも高齢化が高いもんですから、とんびとんびしようたら、10年のうちに2回か3回組長が自分に回ってくるような人も出てくるわけです。そういう問題が非常に多く聞かれますので、我々も今非常に困っております。

一番考えられることは、集団で脱会したから一人がぼと抜けても、責任感が別になくなると

言ったら怒られるかもしれませんけど、そういうことは平気で、その区の組長さんにはつと言つても、それで了解という形になっていますので、今後どうなるかというのが我々も心配しています。

そこで問題になるのは、要するに組合員数が少なくなれば、要するに区費っていいですかね、区費という形の中で、いわゆる電気代とか水道代の負担が増えて、不平不満が出てくる可能性が出てくるわけです。「何で俺たちだけが金払わにやいかんとや、何で俺たちだけがこの美化作業やらせにやいかんとか」という問題が出てくるだろうと。そういう不満をなくさにやいかんという状態が今起こりつつあります。

今後じやあどうなるかというのは、また我々も分かりませんけど、できるだけ自分たちで維持していきたいと思います。

個人的な問題でちょっと悪いんですけど、例えば振興団地なんかになると、なかなか守るべきものがないわけです。例えば昔からあるところは神社とか、いろんな仏閣とかいろいろあって、それは絶対自分たちで維持していくにやいかんという意識が十分あるわけです。その時代ではある程度まとまってできるんですけど、振興住宅の場合は個人個人ですので、全然そこにこれから先じやあ守ろうというものは、正直言って何もありません。

そういうことを考えて、これから先のやり方を考えていかにやいかんと思っています。

そこで3問目ですけど、そこでお答えできますか。そういう、どういう情勢かだけでも結構です。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 加入率の低下の要因ということによろしいですか。

○議員（9番 三角 栄重） はい。

○総務課長（諸石 豊） はい。加入率低下要因につきましては、先ほど議員が御指摘されていましたような電気代とか水道代とか、そういったところも住民からの御意見にございました。

御指摘いただいた要因のほかにも、役場に寄せられている住民から組合に対する意見や苦情から、要因を見出すことができると思います。

内容は次のようなものがあります。組合に入っていなくても日常生活に支障はない。区の役員さんが意見を聞いてくれない。美化作業を欠席して罰金を払わなければいけないとはどういうことだ。組合加入は任意ではないか。組合に加入するメリットがない。引っ越しのときに組合は強制だと言われたが、ネットで調べたら任意ではないか。須恵町は組合活動が大変だと聞いた。家を建てようと思うが、この場所の組合活動はどうか。行事が多い。近所付き合いが煩わしいなどなどです。

このような住民の不満などが、加入率の低下につながっているのは否めないというふうに思い

ます。

一方で、これらの不満を言いながらも、防災等の観点で組合そのものの存在意義を認めている方もいらっしゃいます。組合加入率の低下要因を結論づけるのは非常に難しいですが、生活様式の多様化や価値観の変化が未加入に大きく影響しているものと思われます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） よく分かりました。ただ、これから先はそういう人が増えるということだけは、頭の中に入れとてもらいたいと思います。

さて、次に、こういう組合加入率の低下によって、特に町の附属機関、各種委員会などに影響が出てくるのではないかと思っております。

加入率減少の理由が、今言われるような問題で分かりましたけど、ただ、脱会するということは分かるんですけど、新規に入る人が非常に少ないとのこと。家は建てたけど、組合は今言われたように入らないと。入ってよく最初に言われるのは何かというと、「メリットは何ですか」って、「デメリットばかりじゃないですか」とかよく言われるのは、これどうしようもないことなのかなというふうに思っております。

ただ、解決策があるわけじゃありませんので、これから先の行政の動向を見ていきたいと思っております。これから先、そういう形で発信されるのは分かりましたので、これから先やりたいと。

最後になりますけど、この要するに脱会とか、いわゆる入会とかいろいろありますけど、この問題は行政機関の問題でしょうけど、過去行政区長と町の協議で自治組織参加促進協議会が設置されていましたが、コロナ禍の中で会議もなかなか開催されておらず、行政区長制度の方を含め、町の介入が必要な時期に来ているのではないかというふうに思いますので、町長の考えを聞いて、これから先の参考にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） ちょっと待って、三角栄重君、組合未加入による町の影響とその解決策というのは、もうよろしいんですね。

○議員（9番 三角 栄重） はい、いいです。今答えてもらいましたので。

○議長（松山 力弥） はい。町長でございますが、誰が答えますか。総務課長。

○総務課長（諸石 豊） すいません、まず私のほうからです。

組合加入率の低下の分で、ちょっとまだ申し上げていないところもありましたので、最後の御質問と併せてお答えさせていただきたいと思います。

行政区長様などから、各種委員になる者がいない、それからスポーツ体育の選手がいない、区の財政が厳しいなどのお話は常々お聞きしております。それらが派生して、何らかの影響が町に

あることは当然認識しております。

しかしながら、組合加入者からは「組合に加入しなくても税金を払っているし、生活に全く影響はない」という意見を言われます。確かに、組合加入は任意である以上、町民は平等に行政サービスを受ける権利がございまして、役場には平等に行政サービスを提供する義務がございます。

先ほどの組合未加入者のお言葉を借りれば、生活に全く問題がない、つまり、組合加入率が低下しても、行政サービスが低下するような大きな影響はないということになってしまいます。

しかしながら、役場行政の立場から申し上げますと、行政サービスが充実すればするほど、組合の存在意義、重要性が大きくなるという悩ましい問題があります。

抜本的な解決策は今のところございませんが、先ほど自治組織関係のお話がありましたように、議員も御承知のとおり、組合加入率低下の解決策として、平成29年度に、須恵町自治組織参加促進条例が制定されました。

自治組織参加促進協議会で、区長、議員、役場職員を交えた計7回程度の会議を経て、条例制定はもとより、組合加入促進マニュアル作成、それから加入チラシ、桃太郎旗の作成等の作成も行いました。

残念ながら、それ以降も組合加入率は減少しております、新しい区長様からは、「全く意味のないことをしている」といったような厳しい御意見も頂いております。

また、当時を知る区長様からは、「協議はしたが、これ以上議論しても誰もが抜本的な解決策を出せなかった」という意見も頂いているのも事実でございます。

区長様からの要望により、既に本年2月の区長会、4月の区長会理事会の議題として、組合加入率低下を取り上げました。来月の区長会においても、今後の方針について協議を進めてまいります。

状況に応じて必要であれば、自治組織参加促進協議会で協議させていただきたいと思っております。その際は、議員皆様のお力をぜひお借りしたいと考えております。

現実として、町民半分近くの方が組合加入に否定的な考えをお持ちであることは、加入率を見て明らかでございます。まずは、最前線で苦労されていらっしゃる区長様のお話を聞きながら、町も組合も改善できるところは改善することが解決の糸口というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この組合加入率の問題は、私今までこういった場で私の考え方とか述べたことがないし、いろんな方法については、総務課長を通じていろんなことをやってきたわけですが、根本的な話を、これやらざるを得んなというふうには思っています。

ただ、この一般質問のこの時間内では話しきれないぐらいの物すごく複雑な中身ですので、これについては議長さんと打ち合わせさせていただいて、今現在この国が置かれている状況、これ町じやないんですよ。この国が置かれている危機的な国民感情とか、そういった問題に関わる問題ですので、議長さんと相談しながら、ある程度決めた中身で全員協議会を開いてもらうとか、担当部会の委員長さんと打ち合わせさせてもらいたいなと思います。よろしいでしょうか。

今日、シニアクラブの役員さんいっぱい来ていらっしゃいますので、ここでちょっとシニアクラブの方々に申し上げたいんですけど、7月10日の高齢者学級のテーマ、実はですね、我まだ頭の中で決めていなかつたんですよ。

で、頂いたテーマが町政についてということでしたので、この件について、組合加入率とかこの件について、なぜそういう状況が起きたのかというのを、そのときに話させていただきます。そうすると、ああ、町の単位で解決できる問題じやないんだな、じゃあどうやるんだということ、これ教育につながっていきます。

ですから、この件については議長さんを通じて議会ともお諮りしますし、今日はせっかくおいでになっているシニアクラブの皆さんには、何も答えがないじやないかというようなことになるかと思いますので、次の高齢者学級のときに話させていただこうと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 今の町長で改めて説明されると思いますけど、我々の希望としては、今後10年間はどうあるべきかという指針だけはできたらまとめて、区長会さんを交えて指針を示してほしいなというふうに思っています。

どこまで行っても減少という現実問題があるし、町民の人たちが聞くと、「町民税を納めているからいいじやねえか」というのが大分よく聞きますね。

だから、そういう形を振り返ってみて思うことは、できるだけ自分は関わりたくない、でも利用することは利用したいというのが腹の中にいっぱいあると思いますので、今後そういうやり方をどうするかも十分話し合ってください。よろしくお願ひします。

では終わります。

○議長（松山 力弥） 13番、田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） おはようございます。13番、田ノ上でございます。私1人だけクールビズでございますが、これはみんなで決めたことでございますので、1人ではございますが、こういう格好でおります。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

今回2問提出いたしました。1問目、住居表示実施の見通しはと題して伺います。

須恵町の住所は、地番がそのまま住所として使用されています。近隣市町でいまだに住居表示の実施ができていないところはどこでしょうか、お尋ねします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 住居表示制度についてでございますが、住居表示制度とは、住居を表示するに当たりまして、慣習的に不動産登記で使われている土地地番を用いて表示していた方法を改め、住居表示に関する法律に基づきまして、特に都市部、市街地において建物ごとに規則正しい番号をつけ、土地の地番ではなく住居番号を使って住所を分かりやすく表示をするものでございます。

住居表示には、街区方式と道路法式というのがございますが、日本ではおおむね街区方式が用いられておりまして、街区方式は、町の名称または字の地域を道路、鉄道、その他恒久的な施設または河川、水路に囲まれた街区に区画、符号し、街区に於ける建物、その他の工作物に住居表示するための住居番号を用いて表示する方法というふうになります。

それでは、御質問の近隣市町で住居表示の実施ができていないところでございますが、糟屋地区内において住居表示が未実施である自治体は、久山町と須恵町の2町でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。つまり、市街地のど真ん中で大字という住所を使用しているのは、久山町と須恵町だけということになります。

私思うに、福岡市など都会に住む方々が住所の情報だけで須恵町を判断すると、山と田園が広がる風景というイメージのようです。現実は変わっていりますし、しょせんイメージとも言えますが、町民で気にする人は気にするであろうと思います。

特に若い人。この場にいる人たちは、皆さん私も含め完全に須恵町に適応していると思いますので、大字なんて気にも留めないとと思っておりますが、日本では通常、何々郡と大字、これが住所にあれば田舎と認識されます。糟屋郡は全国でもまれな市街地化された郡部ですが、郡は市にならない限り郡です。これはしょうがない。

大字は、住居表示を実施すれば変わります。近年の須恵町は、大変住みやすい町として知られるようになりました。これは、現町長をはじめ歴代町長方が大変な努力の下、築き上げてきた成果と言えます。そういう意味でも、一步前進して住居表示の実施の時期が来ているのではと思います。

まず、町民感情のほうから述べさせていただきました。

続きましてお尋ねします。住民事業者など、住居表示の実施を求める声にはどのようなものがあるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今のところ、住民の方や自治会をはじめとした町内各団体からの住居表示の実施に関する要望というの以上が上がってきておりません。

ただし、まれに配送業者などから配送に不便との声は上がってきておりうる報告は受けています。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） かなり意外に思っております。何でも物申す時代なのに声が上がっていないうことは、慣れていることなのかなどうなのか私もよく分かりませんが、私に来る相談はそこそこにございます。

だから、地域での話題とか、議員さんの耳に入ってくる情報としては、そういう住居表示の実施に関するることは、それなりに多いのではないかと推察する次第です。

かなり以前から住居表示に関する要望を聞いており、その都度私としましては、難しいみたいですよと返答しておりました。私自身も最近はネット技術の進歩から、家探しならナビとかアプリで十分と思っていたのですが、実際には地図アプリも完全ではなく、住所によってはエラーが頻発し、たどり着けないという経験も多くなってきました。

先日、訪問介護を営む事業者からの要望で、「須恵町は家がどこか分からなくて困る」と指摘を頂きました。現場では困ることも多いそうです。住居表示の効果についてお尋ねします。

地番のままだと住所が分かりにくく、分筆などにより放っておくと複雑さを増します。住居表示の実施による効果として、どのようなものが挙げられるでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 住居表示の実施等による効果ということでございますが、住民の皆様にとってはメリットもありますし、デメリットもあるかと思います。

メリットとしましては、住居表示により居住に一定のルールの下に規則正しく付番いたしますので、当然のことではありますが、プライベートにおいても仕事上においても住所が探しやすくなります。

また、郵便物の配達がしやすくなったり、緊急車両の到着が早くなるなどの効果が期待されます。

一方、デメリットとしましては、住所の表記が変わることで、お知り合いの方への新住所の連絡や免許証、通帳などの住所変更の手続、所有する土地や建物の登記簿における所有者、住所等の変更のために、住民の方自身でお手續が必要となる場合があり、そういう面で住民の方に御負担をおかけすることになります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。住所が分かりやすくなるということで、ただいまの御答弁のように探しやすくなる、配達等、緊急車両、大事なことだと思います。事業者にとってもビジネスの効率が上がる。また、都市化の一つの象徴として、町民の心理面にもいい効果があるのでないかというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

ただいまの答弁の中には、デメリットもあると伺いました、大変な煩雑な作業が住民側にも起こってくるということを承知いたしました。

ただ、この負の側面も、糟屋郡住居表示の実施ができていないのは、久山町と須恵町だけということ就可以了ならば、ほかの各町は乗り越えているそういうデメリットであるというふうに捉えられるわけでございます。

9年前的一般質問で、当時の藤石議員、大ベテランの最後的一般質問も、住居表示の実施についてございました。そのときの答弁は、「必要は感じるが、費用が足りない」というものであり、私もよく記憶しております。あれから今に至るまで、須恵町が台所事情で苦心されているということは、よくよく伺っておりますが、あえてお尋ねいたします。

費用と期間がネックになると思いますが、住居表示の実施を行うと、どれほどの費用と期間が必要になるものでしょうか。お願いいいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） それでは、近隣町であります篠栗町の実施状況を例に取らせていただきます。

まず、実施期間についてですが、平成29年度から平成30年度の2年間をかけて検討委員会の立ち上げ、関係条例等の整備、基本計画の作成、該当地区への説明会等が行われたようです。

その後、令和元年度における篠栗北地区産業団地及び役場周辺地区への住居表示の実施を皮切りに、令和11年度までに町内における市街地への住居表示を完了させる予定と聞き及んでおります。

次に、費用の面ですが、住居表示実施の前段階としまして、基本計画策定等に約3,500万円、主たる住居表示整備業務として毎年約1,500万円、関連業務システムの更新業務として毎年約600万円、その他、新町名等の区域案内板や郵送料として毎年約400万円、計画完了までに概算で3億円近い費用を想定されているようです。

なお、この想定費用には人件費、事務費等は含まれておりません。

一方、須恵町におきまして、住居表示を実施した場合、篠栗町と人口規模、立地条件が似ている部分も多いことから、おおむね実施期間と費用につきましても同様のものになるかと考えられ

ます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。住居表示はやはり難しい課題だと改めて認識いたしました。

しかし、やらなければずっとこのまま世代を重ねていくことになるとも思います。一方で、じっとチャンスを伺って待つという考え方もあるかと思います。

お尋ねいたします。今後、住居表示を実施する見通しについて、町長の今のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） この住居表示の件ですけれども、総務課長が申し上げましたとおり、これが本当に行政区長会とか隣組長さんとか、いろんな各種団体とか、今日おいでになっているシニアクラブの方々から、本当に苦情として変えなければならない行政施策なのかという判断をしたときに、私は反対するわけじゃありませんけれども、今のところそういういった要望事項に上がっておりません。

私がこの町を預かる大切な考え方として、あれもこれもではなくて、あれかこれかを選択した中で、行政効果を上げていかなければなりません。

今現在、ごみ処理の問題ですね、これについては、RDFのごみ処理場が令和10年の3月で終了してしまいます。それまでに可燃性の施設に変えていくわけですよ。これにかかる費用が、運営費まで合わせると450億円です。

併せて40年以上たつ酒水園、し尿処理場、いくら公共下水が済んだといっても、須恵町というのは丘陵地にありますから、必ずこのし尿処理場というのが要るわけです。これも広域で取り組んでおります。これについても、今年から環境アセスメント等の調査に入っています。これが、大体遅くとも令和11年ぐらいには完成したいなと思って今動き出しています。この費用が、今概算でも80億円です。

喫緊の課題として、今現在、夏場の学校の体育館施設、これについて本議会の町長報告で言いましたように、災害の観点からも、子どもたちの教育環境の改善についてもやっていかなければならない。これ、1か所7億円ですよ。

そういう中で、社会保障費の扶助費関係、高齢者対策、あるいは子育て支援対策の費用が毎年上がり続けています。そういう中で、私の役割としては、今現在この問題やらないと言っているんじゃないんです。本当に住民感情としてそれが必要ということであれば取り上げますけれども、今の私の中の選択肢にはあり得ないということで御理解いただいたらと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。残念ではございますが、町長の御答弁は、私としても大変納得いく答弁でございます。9年後にまたこのテーマが質問として上がるかもしれません、ずっと課題として残っていくものではあろうと思いますが、そのときそのときの的確な判断をしていただけたらと思うものでございます。

それでは、次の質間に移らせていただきます。

続きまして、2問目の質問です。男女共同参画を問うとして質問します。

平成31年に、須恵町男女共同参画計画が策定されて5年が経過します。この計画は2019年度から2028年度までの10年間を推進の期間と定めていますが、ちょうど半ばが過ぎました。中間総括として振り返るいい時期だと思います。

計画書に基づき何点かお伺いします。データが平成27年で古くなっていますので、最新の数値を伺います。第2章8ページの女性の就業率に関しましては、資料請求により数値を頂きましたので、同ページの審議会などの女性の参画状況についてはの数値を頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 初めて答弁をさせていただきます。まちづくり課の櫻木と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議員の質問にお答えさせていただきます。

まずは、須恵町の男女共同参画計画というものは、男女共同参画社会基本法や平成27年成立しました女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、これらの法律を踏まえ、互いに人権を尊重しつつ責任も共に分かち合い、生き生きと輝く住みよいまちづくりを推進するために策定されました。

議員が質問されております計画書の数値におきまして、先ほど8ページの就業率の数値につきましては、別添資料をつけさせていただいております。

審議会などの女性の参画状況につきましては、令和5年4月1日現在、須恵町における審議会数は20、そのうち女性委員を含む数は15です。

委員の総数は189名、うち女性委員は32名、女性比率は16.9%となっております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 御答弁ありがとうございます。政府の成果目標が数字で出ておりますが、それに比べれば少し足りない。しかしながら、前回に比べれば少しアップしているとい

うことで、努力のほどはうかがえる答弁でございます。単純増でも大いに評価したいと思いますし、同時に頑張っていただきたいという気持ちもあるものでございます。

8ページの女性の就業率につきましては、ただいま答弁でもございましたように、皆様のタブレットにも資料が行っていると思います。これはいいですか、はい、お願ひします。

この部分でせっかく頂きましたので、思うところを述べたいと思います。

須恵町においての平成27年と令和2年を比較すると、全世代で就業率が上がっています。数で言うと、平成27年のボリュームゾーンが40代前半だったものが、令和2年では40代後半に移り、なお40代前半も高い位置を維持しています。

率で言うと令和2年では30代前・後半が子育て世代で70%台に落ちますが、そこを除く20代後半から50代前半まで80%台の高い数値であり、女性の社会参加が促進されていることが読み取れます。

むろん、労働の提供のみをもって社会参加の全てとは言えませんが、一つの指標と言えます。福岡県の女性の就業率データと比較しますと、20代から30代にかけて福岡県の数値のほうが高く、40代以降は須恵町の数値のほうが高い。須恵町民の方が県平均よりも若い年代で子育てを開始するということかもしれません。

いずれにしても緩やかなM字カーブは健在で、県平均との乖離も大きいので子育て支援、女性のキャリア支援などに政策を注力する考えも出てくるかもしれません。

お尋ねいたします。この資料の評価について、ただいまの認識でよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 今議員がお話しされた内容で、内容が読み取れる内容となっていると思います。全体的に緩やかなM字カーブの傾向が続いており、平成27年と令和2年の比較をしますと、どの年齢においても女性の就業率が上がっておりまます。

ただ、資料だけではその方々の就業の意向や環境を読み取れるものではありませんので、議員が言われる認識も一つの捉え方になるかと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。

続きましてお尋ねします。女性職員の採用・登用状況については、女性活躍推進法に基づく取組、特定事業主行動計画のホームページでの公表を確認しました。国が示す成果目標に対し、ほぼ十分な数値だと思いますが、管理職に占める女性職員の割合については未達です。達成の見通しについてお教えください。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員に御確認頂きました須恵町特定事業主行動計画は、次世代育成対策支援推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、特定事業主として須恵町職員を対象に令和3年度から令和6年度を計画期間として策定したものでございます。

本計画の目的は、性別に関係なく全ての職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、それぞれの能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の実現を目指すものでございまして、計画にて設定した数値目標の達成状況を毎年度ホームページにて公表をいたしております。

御質問いただきました女性職員の採用・登用状況についてでございますが、目標としまして管理職に占める女性職員の割合を管理職20%以上、係長以上の役職40%以上と設定しております。

最新の公表データであります令和4年度におきましては、女性職員の管理職に占める割合は10.5%、係長以上の役職につきましては41.4%であり、議員の御指摘のとおり、女性職員の管理職に占める割合の目標は未達成でございました。

なお、今後の達成の見通しでございますが、令和5年4月1日に管理職の範囲が課長補佐職まで拡大されたことに伴いまして、女性職員の管理職に占める割合は36%を超え、目標を達成する見込みでございます。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） よく分かりました。喜ばしい報告で大変結構なことと思います。今後も模範的な自治体であっていただきたいと思うものでございます。

お尋ねします。須恵町男女共同参画計画の第4章、計画の内容について質問します。

第4章は、基本方針が1から5まで、その下に基本的施策が枝で11掲げられています。後半多岐にわたり問題の所在を的確に把握していると拝見します。

記載されている取組の方向を見ても、各課の取組が説明されているので、何をやっているか、やろうとしているのかはよく分かります。ただ、やりますという文言はあるものの、どこで報告するのか、検証するのかが明文化されていません。

次期計画の制定時に振り返る形で報告が記載されるのかもしれません、10年はいささか長いと思います。P D C Aサイクルが切れているのではと懸念されます。どこで、誰に報告するのか、検証するのかを明らかにしていただければと願います。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） こちらの計画策定時には、各課が事業の立案を行う際には、男女共同参画に寄与する視点を常に持っておかなければならないという視点での策定をしておりますので、検証体制の整備までは考えておらず、各課の個別計画等で管理するものとしておりまし

た。

ただ、計画期間中であっても国内外の動向や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うこととしておりますので、現在の計画の実施状況の確認は必要と考えております。

庁舎内でも確認し、見直しが必要かどうか検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） ただいまの答弁よく承知いたしました。

ここまで答弁を伺い、須恵町の男女共同参画計画の取組や達成している数値など、十分と言えるものと思います。個人の声を丁寧に拾っていけば、様々な角度で深掘りした議論ができたかもしれません、今回はそこまで至りませんでした。

また、政府が掲げる成果目標も、その多くが2025年度を期限としていることから、いずれ新たな目標が提示されるでしょう。

日本全国で見ますと、いまだ男女間の格差は各分野で大きく、全てにおいて格差の解消を図るにはかなりの時間と努力が必要と思われます。しかし、生じている格差の責めを全て自治体が負うというのは、ナンセンスと言うしかないでしょう。格差の解消は社会全体で勝ち取るものであり、そのプレイヤーの一人として、行政も議会も頑張っていくべきことだと思います。

お尋ねします。最後に、この5年における須恵町男女共同参画計画の成果、また須恵町における変化についてどのようなことが言えるか、中間総括として町長の所感をお願いします。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） すいません、先にこちらのほう、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、この5年における計画の成果というものにつきましては、先ほど回答させていただきましたとおり、内容と重なりますが、今後実施状況を確認する中で確認していきたいと思っております。

また、各課が事業の立案を行う際には、男女共同参画に寄与する視点を常に持っておかなければならぬということで、町としましては職員研修の一環としまして、新規採用職員や県が実施する男女共同参画に関する研修会を受講し、その視点を持ち業務に取り組むよう指導しております。

今の状況としては、そういう状況となります。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 全体的な私がこの男女共同参画という、これ社会進出における男女差別があつてはならないということだろうと思いますけども、私自身社会参加、行政で言うと分かりや

すぐ言うと、須恵町役場の採用においては、男女という考えはありません。その個人が持っている能力を適正に判断しながら、適材適所で頑張ってもらうということだろうと思っています。

だから、今現在役場の採用とか役場の職員に対する評価において、男性だから、女性だからってもうナンセンスです。私自身そんなこと思ってもいないし、私が言っているのはとにかく管理職を増やせと、女性のと。

ところが、役場の職員の構成比率から言うと昔の流れがあって、男性のほうが多いわけですよね。年齢的にその機会、管理職になる機会を得る職員が今のところ男性が多いということです。

ところが、ここ5年程度採用している職員、圧倒的に女性が多いんですよ。そうすると、私はもういないと思いますけども、彼女、彼らが40代後半とか50代になったときには、男女ではなくてその能力によって管理職、参加していく土台がもう出来上がっているということですね。

ですから、私自身この男女共同参画というこの言葉自体に、物すごく違和感を感じるんですよ。社会進出の中で男と女区別する必要ないと思います。ですから、今後もそういう形でどんどん機会を女性には、職員にはやっています。

ですから、厚生労働省に対する派遣職員、研修は女性に限って門戸を開いております。そして、今度はあくまでも厚生労働省の老健局ですから、その専門職をいっぱいつくっても仕方ないから、一旦それやめましたけども、今度は自治大学には女性をやるようになっています。そして、新たに中央省庁のほうには男性を派遣する。バランスを取ってやっております。

ですから、男性であるとか女性であるとか、私はもう考えもしていませんし、今後についてはあくまでもその個人がいかに能力を発揮したか、それを判断すべきだと思っておりますので、しばらくの間は役場の構成比率で男性の管理職が多くならざるを得ない時期があると思いますけども、そもそもそろそろ崩れそうなんですよ。

そうすると、極端なことを言うと女性ばかりが管理職の時代到来すると思います。それは男性だから、女性だからじゃありません。能力を持った人間を最もいいところで活躍してもらうという体制が、私は必要なのかなと思っています。

ですから、あくまでもこれから須恵町役場においては、男女という考え方はしません。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 田ノ上真君。

○議員（13番 田ノ上 真） 町長の能力によるという考え方は感銘するところが多いです。いっつき、国の方針として女性の能力を活用するという、ちょっと上から目線な言い方がずっと流れおったわけですが、かなり違和感を覚えたのを感じております。

そういうところから離れて、しっかりとその人を見ると、その人の能力が必要であると、あなたの存在が必要であると、そういう形で人を見て、そして採用にしても登用にしても行っていくと

いう、そういう考え方非常に大事なことだと思います。

ただ、しかしながらしばらくは国のはうから成果目標やら何やら出てくると思いますが、今現在須恵町はしっかりと対応しておりますので、これからもそこはしっかりと対応して、仕事をしやすい、働きやすい職場、そしてつくっていただきたいと思います。それが、ひいては町全体に与える影響も大きいのではないかと思っております。

今後に大変期待をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 3番、白水です。通告書に従って質問いたします。

須恵町の食品ロスの削減と取組はについてです。

持続可能な開発目標SDGs、2021年4月の米国主催気候サミットにおいて、当時の菅総理大臣は2050年にカーボンニュートラルと、野心的な目標として2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すことを表明しました。SDGsの目標13に気候行動においても食品ロスの削減は気候変動への有効な対策とされています。

令和3年10月22日に閣議決定した地球温暖化対策協議の中に、食品ロスを含む一般廃棄物を消去する際、二酸化炭素が発生します。100万トンの食品ロスを削減すれば46万トンの二酸化炭素が削減できますと記載されています。食品ロスがもたらす影響は環境へのダメージにもつながります。ゼロカーボンシティ須恵宣言をした須恵町なので、脱炭素に関係性が深い食品ロスを取り上げていただきました。

日本国内で発生する食品ロスは年間約523万トン、これは2021年度の推計値です。この量は、世界的な食料支援の約1.2倍に相当する驚くべき数値です。1人当たりに換算すれば、毎日お茶碗一杯分の食べ物が捨てられることになります。これはもったいないという日本人の美德に反するばかりか、社会的、環境的にも大きな問題となっています。2030年までに1人当たり食品ロスを半減させるという取組が著しく遅れているという状況でもあります。

特に、食品ロスは運送から廃棄に至るまでのプロセスで大量の二酸化炭素を排出しています。

特に生ごみは水分が多く、ほかの種類のごみよりも消去する際に時間がかかるため、それだけ二酸化炭素の排出量も増大します。さらに廃棄食品が埋められるとメタンガスが排出されることになります。このメタンガスは、二酸化炭素よりも約25倍の温室効果を持っているとされております。食品ロスが増加することで地球温暖化が加速している状況で、深刻です。

須恵町も、広報などで、令和元年12月に「もったいない」というタイトル食品ロス問題を取り上げていました。

食品ロスの削減の推進に関する法律、食品ロス削減推進法がこの年、5月31日に令和元年法律第19号として公布され、10月1日に施行されたことに対して、その年の12月にこの法律の詳細を掲載されたと思います。あれから5年過ぎました。5年過ぎた須恵町の食品ロスの削減と取組について見解を伺います。

では最初の質問です。

食品ロス削減へ、町民への意識向上を促す啓発は行っていますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） 現在、食品ロスに特化しての啓発は行っておりませんが、日頃よりごみの減量化及び再資源化についての啓発は行っております。今後は10月の食品ロス削減月間に合わせ、啓発を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） ありがとうございました。よく分かりました。

では次に、未来の子どもたちにも食べ残しや、もちろん買い過ぎて食べ切れない残ったものはどういうふうになるかを少しでも理解できるように周知してはどうかと感じますので、次の質問です。

須恵町の各小中学校の子どもたちへの食品ロスの学習と取組は行われていますか。

○議長（松山 力弥） 取組を行われていますかということですね。はい分かりました。

答弁を求めます。

吉本学校教育課長。

○学校教育課長（吉本 孝治） 各学校において、様々な場面で学習や取組を行っております。学習においては、社会科や総合的な学習及び家庭科の授業や調理実習で実施しております。具体的には、社会科における学習で自給率を上げることや地産地消について学び、食料を無駄にしないことにつなげています。総合的な学習では、SDGsを学ぶ際に食品ロスについて調べ発表を行っております。

取組では、給食事業において各学年の体に合った量を提供し、児童へは給食指導において残さず食べるよう指導しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 小中学校の取組と学習はよく理解させていただきました。

食品ロスの削減の定義では、食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組と、国・自治体・事業者の責務や消費者の役割が記載されています。国や自治体が取り組む施策として、消費者や事業者の知識の普及啓発が先ほど言うように大事だと思います。

話が戻りますが、広報すえ12月号で取り上げたときに3010運動も載せていました。

では次の質問です。

コロナが5類となり、外食が増えつつあります。

3010運動とは、飲食店や宴会場での食べ残しを減らすための会食や宴会が始まっての最初の30分、そして終わる10分前は自分の席で食事をすることを推奨しております。身近で一番食品ロスの運動だと思いますので、町として運動週間などの検討はされていませんか、されませんか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） この3010運動についてですが、町として運動週間というの特に考えておりません。この食べ残さないに限らず、買い過ぎない、作り過ぎない、注文し過ぎないと合わせたところでの取組を町のホームページに掲載し、啓発を行っていきたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） その中で、3010運動とかですね、それを記載していただければ、そのように認知ができるかなと私は思っております。

では次の質問は、須恵町の災害備蓄食料についてです。

食品ロスを削減するにあたり、災害備蓄食料などの賞味期限など、賞味期限が切れる前に入れ替えされていると思いますが、どのようにされていますか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 期限が近づいた災害備蓄食料につきましては、現在特定非営利活動法人フードバンク福岡へ提供して、生活困窮者等へ配布をしていただいております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 関連なんですか、フードバンクとはどういうところでされているんですか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） このフードバンク福岡は、まだ食べられる食品が多く捨てられる現状におきまして、企業や農家、あるいは個人から食品を提供してもらい、必要としている福祉施設や個人に届けることで、食品ロスの削減と生活困窮者の支援を行うとともに、食べ物を大切にする意識の醸成を図り、食を通じて人と人とがつながり、お互いを助け合い、分かち合う心を育み、誰もが尊厳を持って暮らすことができる社会をつくることを目的とするということで設立した法人でございます。そちらのほうに毎年期限が近づいた災害備蓄食料については提供するようにしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 関連で、それは企業様でしょうか、諸団体でしょうか、そのフードバンク団体というのは。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 特定非営利活動法人でございます。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） 分かりました。

それで、その流れなんですけれども、最後の質問です。食品ロスを削減するため、スーパーや公共施設等に食品回収ボックス等を設置し、家庭で余っている食品を持ち寄り、その食品を子ども食堂や福祉施設等に直接もしくはフードバンク団体を通じて寄与するフードドライブの活動を検討する考えはありませんか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

平山地域振興課長。

○地域振興課長（平山 幸治） フードドライブ活動につきましては、近隣市町の大手スーパー・マーケットやディスカウントストア等でこの取組を行ってあります。まずは町民の意識向上を高め、現在実施しておりますスーパー・マーケット等を案内して周知を図りたいと考えております。

また、公共施設に回収ボックスを置いて、実際に本町でも取り組めるかどうか、仕組みや体制も含めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫） これは、先ほど言ったように隣接の自治体で粕屋町とか志免町、篠栗町、宇美町も取り組んでいるフードドライブ活動なので、ゼロカーボンシティ宣言している須恵町もしてはいかがかなと思います。

須恵町は、2020年の3月にゼロカーボンシティ須恵を宣言して、2050年までにCO₂排出量を実質ゼロとすることを表明されています。一番身近な誰でもができる食品ロス削減、この食品ロス削減で原因の一つである二炭化酸素、CO₂を減らすことで、大きく捉えれば地球温暖化を防ぐことにもつながります。

先ほど質問しました3010運動やフードドライブに町民の意識を高めていけば、地球温暖化対策に多大な貢献ができると思いますので、今後を含めて検討をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松山 力弥） 11番、今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 11番議員、今村桂子です。通告に従い、防災の充実強化をの質問をいたします。

今年の1月1日、能登地方を震源とする最大震度7の能登半島地震が発生し、北陸地方を中心に広範囲にわたる甚大な被害が発生しました。

先月防災減災の研修に行き、馳知事のお話もお聞きしましたが、避難所で一番困ったのはトイレと水だったと言われておりましたが、災害はどこで起き、いつ起こるか分からぬこと、備えの大切さを実感いたしました。

町長におかれましては防災の意識が高く、早くからトイレトレーラーを購入するなど自主防災組織の立ち上げ、庁舎内非常電源の確保、今回の議案の災害教育環境のための須恵中学校体育館の空調と、あらゆる方面における防災機能の充実強化に取り組まれておるところでございます。

そこで、防災関連の質問をいたします。

まずは防災備蓄食料についてですが、資料を御覧ください。

須恵町の防災食料個数の根拠と、防災倉庫備蓄災害食料2,026食の内訳です。賞味消費期限が近づいたときの対応については先ほどの白水議員の質問で回答されておりますので省きまして、調達方法として近隣町や糟屋郡内の共同購入の検討についてお聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 調達方法につきましては、現在見積りによる購入をしておるんですが、共同購入の検討についてでございますが、近隣市町に事例がないため、現在のところ検討はしておりません。周りの動向を確認しながら対応していきたいと考えています。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 検討されていないということで、防災会議等が糟屋郡内でもあつたりすると思うんですね。そういうときに、やはり個数がまとまると安くなりますので、皆さんそういうところも検討されて、ぜひ須恵町から口火を切っていただいて共同購入はいかがかというような御意見を言っていただければどうかなと思いますので、その辺もお聞かせください。

また関連ですが、頂いた資料の備蓄食料の保管場所について、計画書では数か所に分散して保管するとなっていましたが、役場と東部防災倉庫の2か所の保管場所となっております。今回は増やされますでしょうか、今後。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員のおっしゃるとおり、現在2か所でございます。須恵町の防災倉庫、東部防災センターの2か所でございます。今後中部防災センターを建設するようにしておりますので、建設完了しましたら、そちらのほうにも備蓄する予定でございます。

また、全ての行政区ではございませんが、自主防災組織14組織ですけれども、町からの補助金により災害備蓄食料を購入備蓄していただいている状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 福祉施設との協定についてお聞きをいたします。

須恵町は多くの企業と協定を締結しておりますが、福祉施設と福祉避難所開設に係る協定は締結されておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 現段階では、町内の福祉施設との協定は締結はしておりません。

協定は取り交わしていないんですけども、町内の7施設と災害時の避難者の受け入れをしていただくようお願いをして、承諾は得ている状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 災害になると、いろんな方たちが避難をするという形になつていくと思います。

そういう中で、やはり車椅子の方とか障害を持たれた方、介護が必要な方、様々な方がいらっしゃると思いますので、協定はできていないということですが、今後協定のほうまで進めていただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、災害用井戸の事前登録制度についてお聞きをいたします。

水道管や設備の破損などにより水の供給が困難なときに、洗濯やトイレを流す水などに活用させていただくななど、災害用井戸の事前登録制度の導入についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 今年の1月に発生しました能登半島地震におきましては、近隣県の自治体等の給水車が被災地に派遣され、給水活動をされたと聞いております。

須恵町におきましても給水車を1台保有しておりますが、現在のところは断水した場合は給水車の対応と考えております。

広範囲の断水となったときは、能登半島地震のときと同様に、日本水道協会に給水車の派遣要請をして給水の対応を取るようにしております。

防災用井戸の事前登録制度につきましては、導入の考えはございませんでしたので、近隣市町の状況を確認しながら判断したいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 給水車は、災害になるとやってくると思いますし、須恵町にも1台あるということでございますが、やはり最初には飲み水が必要ということで、その分の確保の水になろうと思います。ちょっとした汚れとか皿を洗ったりとか、ちょっとしたものはそういう井戸の水が活用できれば大変ありがたいかなと思いますので、もしそういう御家庭がありましたら登録制度のほうも検討していただきたいと思いますし、全国を見れば、場所によっては井戸を掘るとかそういうところもあっていいるようでございますので、災害用井戸については今後普及をしていくと思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

災害避難行動要支援者個別支援計画策定についてお聞きをいたします。

避難行動要支援者個別支援計画は、独居高齢者とか要支援の障害者などの作成について、以前の一般質問で5年以内に作成しますと回答をされておりましたが、現在もう2年を過ぎました。そこで、進捗状況についてお聞きをいたします。

また、当初本会議で町長報告であったように、外国人材受入れ事業を行っていくとのことでした。今後ますます外国人が増加すると思われます。外国人の避難に対する支援についてもお答えください。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 令和3年の災害対策基本法の改正によりまして、個別避難計画の作成が努力義務化されました。優先度の高い方については5年以内に作成することを依頼されておりますが、個別避難計画の必須記載事項としまして、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、そ

その他連絡先、避難支援等を必要とする事由、避難支援等実施者の氏名または名称、住所または居所及び電話番号その他の連絡先、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路などを明記するよう災害対策基本法に明記されております。

須恵町では、現在須恵区に中部防災センターの建設を進めておりまして、完成後には防災センターも指定避難所として指定する予定としております。

個別避難計画に避難施設、避難経路を明記する必要があるため、中部防災センター竣工後、指定避難所に指定した後に作成に取りかかりたいというふうに考えております。

外国人の避難に対する支援につきましては、現在のところ須恵町防災関連の各種計画等には盛り込んでいないのが現状でございます。外国人の避難対応につきましても近隣市町の取組を参考に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 先ほども申しましたが、本当に最近は線状降水帯とか水害等もあっている現状でございます。災害はいつ起こるか分からないということで、なるべく早めの作成が大事だと思います。例えば車椅子の方でしたら、段差や階段のある避難経路は使わないとか、そういう避難所には行けないとか、相手によって避難の仕方が違いますし、また症状が固定していない人だと、毎年やはりそれぞれ症状が変わってくるという状況もございます。そういうことが一番身近に感じられるのが区の方たちとか近隣の方、そして自主防災組織の方ではなかろうかと思っております。

今後つくるとしたら、そういうところの協力、民生委員さんの協力とか、そういうことをあおっていくのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 個別避難計画の作成方法についてですが、今のところ業者に委託する、もしくは自主防災組織、それから民生委員さんに依頼するという方法の3つ、今のところどちらのところで考えております。今のところまだ決定はしておりません。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 業者の委託でありますと顔の見えない、あまり知らない方ということで、なかなか心を開いていただけるか、そういう自分のことをさらけ出すような内容でございますので、非常に厳しいのかなと思うんですけど、民生委員さんとかだといつも行っていらっしゃる、月一度は行っていらっしゃるということで、あと防災組織の方たちも顔見知りではあると思いますし、いろんな形で応援はできるかなと思いますので、その辺はどこになるかの検討を今後されるということです。

また、自主防災組織のほうでも避難行動要支援者の名簿は頂いておりますが、その取組方がわからない。そういう方たちの、どういう避難を一緒にしようねとかいうのを自主防災でも話し合おうというところもあると思いますが、その取組方の情報がないので、そのまま手をつけられていませんというところもありますし、リスクとか安否確認、聞き取り方法、計画書の作り方、計画書の用紙の書き方など、そういうのの進め方のアドバイスを町のほうからしていただければ、自主防災も皆さんで協力していくけると思いますので、そのような会議は今後ありませんでしょうか、される予定はありませんか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） まず、個別避難計画についての作成の分ですけれども、その利用方法、活用方法ですけど、町長が常々言つていらっしゃいますように、自主防災組織の方についてはそういう方の安否確認をお願いしますということを言わされていました。まずそれが一番と思います。

それから今回の個別避難計画を作る場合には、それぞれの避難経路とか、その方の症状に応じての避難の仕方とかありますので、事前に例えば避難指示等が出た場合、高齢者避難とか出た場合に、自主防災組織の方がそういう方に支援をしていただくというところは想定はしておりますし、そういうところをお願いしたいというふうに考えています。実際に、その個別避難計画ができ上がった段階で、自主防災組織の方にはそういうところのお願いをするような形になると思いますので、改めてそういう会議なり、お願いの場は設けることになるかと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 災害死とか、そういう事故等がないように、そういう計画を早めに作っていただければなと思いますので、今後ともよろしくお願ひをしたいと思うところでございます。

次に、長期にわたる災害時の組織体制や避難所等の適切な運営についてお聞きをいたします。

近年問題視されている指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力やDVの発生も危惧をされるところでございます。避難所計画に基づき、避難所運営のための情報会や勉強会、ハグ訓練などをされていると思いますが、避難所に女性、高齢者、障害者、赤ちゃん連れ家族のスペース等を設ける等の検討はされておりますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 避難所開設時には女性、高齢者、障害者、赤ちゃん連れ家族が避難された場合には部屋を分ける区域を設定するなどをしておりますし、可能であればそういう今まで対応もさせていただいております。しかし、実際に避難してきた方の状況、避難者数に応じて

対応は異なるかと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 長期にわたる災害等の避難がないので、状況はまだ本当に分からぬ状況ではあると思います。そういう予定がされているということで安心はいたしました。

次に、全国の行政、防災担当部署のうち、55.4%の自治体で女性職員が配置されておらず、避難所運営などで女性の視点が十分に反映されていない自治体が多くあるという現状でございます。災害支援計画が作成されておりますが、被災者ニーズに的確かつ迅速に対応するため、女性物資は女性専用スペースで配布する工夫や配慮などを考慮した役割分担は明確化されているかどうか、お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 計画には明確に明記、記載はしておりませんが、ブースなどを設置しまして、女性用の物資とかについてはプライバシーに配慮して女性職員で対応するように考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 明確化されていないということでございますが、災害が起ったらやはりパニックになりますので、しっかりと明確化しておかないと、実際動けるかどうか不安なところもございますので、よろしく今後お願いをいたします。

次に、協定締結企業等との訓練の実施方法についてお聞きをいたします。

協定締結企業等の定期的な対応手順等の確認、手順に沿った支援の要請や受入れができるよう、定期的な図上訓練の実施について、令和2年作成の須恵町災害時支援計画に規定しておりますが、どのような方法で実施されていますか。また、まだ実施されていない場合はどのように実施されようとしていますか、お聞きをいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） まず、協定締結企業等につきましては、毎年人事異動などの時期に担当者と協定締結内容の確認や意見交換を行っております。

御指摘いただきました図上訓練でございますが、現在のところまだ実施はしておりません。

内容につきましては、支援の手配、受入れ体制の手配等で、地域防災計画でいきますと総務班の業務がメインになりますので、その分につきましては早急に検討して実施をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 図上訓練ということで想定しにくいのですが、どのような方法、搬入経路、災害時の連絡方法、どのように実施をするかということで今後計画をして実施をしていくということでございますので、早急にお願いをしたいと思います。

次に、災害の長期化を想定した訓練の実施等についてお聞きをいたします。

いざというときのためには、何度も訓練を行うことが大事です。須恵町には宇美断層が横断しております、地震による大規模災害長期化も否めません。災害があったところに職員を派遣するなど、実践は積まれているとは思いますが、計画だけではなく、実践的な訓練が必要だと思います。

令和4年には、福岡県主催で篠栗町と総合防災訓練が実施されましたが、定期的な継続が必要だと思います。おとといの土曜日には小学校で災害避難訓練、子どもの引き取り訓練が行われましたが、災害の長期化を想定した町を挙げての防災訓練の実施について、お考えをお聞きいたします。

○議長（松山 力弥） 諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議員がおっしゃったように、令和4年に福岡県防災訓練の実施機関として須恵町が避難所運営訓練を実施し、自主防災組織等の各種団体に御協力をいただきました。また、本年度には福岡県原子力防災訓練の一部が須恵町で開催することになっております。

避難所運営に特化したところでございますが、これらの訓練は大規模災害長期化を想定したものでございます。

須恵町単独での防災訓練は実施しておりませんので、自主防災組織と連携を図りながら実施する防災訓練を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 災害に関するこですから、最後に私のはうからお答えしたいかなと思っておりますけども、私、それこそ町長に就任した当初から、町民の方々の生命と財産を守るのが第一の責務だと言って、災害対策についてはよその町に先んじながらいろんなことをやってきて、自主防災組織もいまだ、恐らく糟屋郡ではうちだけじゃないかなと思っておりますけども、そういった中でやっております。

その中で、先ほどおっしゃった女性職員の配置については総務課のはうに命令をやって、記載はしておりますけども、災害救助班、保健師もありますし、それとは別に女性職員を配置しながら、先ほどおっしゃったデリケートな問題がありますので、それについては対応させるようには命令しております。

この災害に関して、なぜ自主防災組織をつくったかというと、非常に混乱するんですね、災害

が起きると。私、昭和50年に役場に入ってからかなりの災害経験したわけですけども、要するに命令系統がしっかりとしないということです。ですから、今日シニアクラブの方もおいでになっていますから言いますけども、全体的な統括する災害の部署は総務課です。防災担当です。しかし、現場に関しては2階の都市整備課の課長をトップリーダーとします。そして、農業土木、上下水道も含めて、1人の命令系統の下に情報を集めて、そこで何が優先するのか、災害を起こしたときに。その判断をさせて、あっちもこっちも動いてるというような状況にしないという形にしております。

それともう1つは、災害が起きると、昔5つに分かれていたけど、今は第1配備から第4配備までなっていて、第1配備というのは災害担当の総務課が課長ないし担当課長、そして数名が残って、都市整備課の職員が残る程度ですけども、その時点から私は泊まっております。なぜかというと、先ほど議員もおっしゃったように、線状降水帯というのは、第1配備からすぐ第3配備になるようなことが起きるんです。そうなったときに、命令系統というのは総務課の課長だけではなかなか追いつきません。やはりそこにトップリーダーがいるかいないかというのは、災害の一次災害をいかに防御するかとか、そういったことの観点で必ず泊まっております。今でも町民の方は知らないかもしれませんけど、年に6日とか7日は泊まって、一度だけ夜中の2時頃、ライブで私が避難してくださいということを言っています。

この件については、自主防災組織のほうにも言っています。夜中に防災無線が鳴ったら聞こえにくいです。雨が降ってたり風が吹いてたり。そのときに、男性の声で何か言った場合については、ライブで私がしゃべっています。ということは、自主防災組織のルールにのっとった避難をしてくださいということを伝えてます。夜中に男性の声がするときは録音じゃありません。私の生の声で言っているということです。昼間でもそうですよ。ということですので、その件については今日復習を兼ねて議会の方々にも御理解いただきたいなと思いますし、この災害に関してはあらゆる場面を想定しながら、自衛隊のほうとも連絡を取って、数年前の災害のときは台風災害だったんですけども、そのときは自衛隊のほうから2名おいでいただいて事なきを得たんですけども、そういったこともやっております。消防とも連絡を取っておりますし、災害物資に関しても先ほど総務課長がるる説明したとおり、常に備蓄はやっておけよという形で取っております。

それと井戸の問題については、須恵町の場合は、今まで大きな昭和48年の災害経験して、確かに上水道関係、完全にやられて大変な目に遭ったんですけども、須恵町の場合は、水に関しては今のところある程度確保できると思っています。都市圏に入っておりますし、要するに福岡水道企業団のほうにも入っておりますし、筑後川水系の期成会にも入っております。ですから、何らかの形の場合、水に関してはほかの東北とかああいったところに比べると、幾分優位かなと思っております。

そして、最終的には今日佐谷の議員さんいらっしゃいますかね、議長いらっしゃいますけども、最終的に水がなくなったときには、いつも佐谷の農区にお願いしているんですけども、山田井戸池があります。この水というのは、ふだん農区でも使っておりません。これ、最後の命の水になります。そういう水の確保というのはやっております。そして須恵ダムの水が汚れたときについては、一旦シャットアウトして上水のほうに入らないようにして、きちんと対応もできるようにしておりますので、水に関してはある程度神経質にやっておりますので、今のところ想定外といいますけども、とんでもない災害が起きたときは近隣の市町村と協力する以外にありません。そのために、今現在須恵町に持っております給水車、あるいはトイレトレーラーについて、なぜ積極的に派遣しているか、須恵町というのがこういうことをやっているということを対外的にほかの自治体に示すことによって、それ以上の支援が受けられるということも兼ねておりますので、これからも積極的にトイレトレーラー、あるいは給水車について派遣をやっていきたいと思っております。

この災害に関しては、私自身自分の命題と思っておりますので、今後これからも一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 町長は本当に災害に関して命を守るということに関して、最大限取り組んでいただいているということを今もってまた確信をいたしました。本当にいつ起こるか分からぬような状況の気象状況でございますので、様々なことを想定してやっていただきたいということで、あと自主防災組織をもうちょっと活用していただいてもいいんじやなかろうかということは感じておりますし、私も自主防災組織には入っているんですが、何をやってくれというのがあまりなくて、多分上の方は知っていらっしゃるかもしれませんけど、下のほうまで届かないというのが現状だと思いますので、一回そういうような講演会みたいなのも、自主防災組織はこういうことをやっていただければ助かりますみたいなのをやっていただいたら、非常に皆さんやることも分かりますし、自主防災組織がどうなのかということも分かりますし、町長の今言われたような一生懸命町がやっているという状況も分かると思いますので、できればそういうことをやっていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） おっしゃるとおりで、自主防災組織をつくった意味というのを、もう6年前につくりましたので、自主防災組織の会長さんも替わっていらっしゃるでしょうし、先日の1回目の6年度の区長会では総務課長のほうからるる説明したんですけども、必要であれば私が出向きます、各自主防災組織に。何をやってもらいたいのか、それを明確にすることによって、何で補助金を出しているのかということもお分かりいただけると思いますので、各自主防災組織

のほうに総務課長のほうから、機会を設けるから町長行くから説明させろということでさせます。

○議長（松山 力弥） 今村桂子君。

○議員（11番 今村 桂子） 今言われたことをお聞きしましたので、安心をいたしました。これからさらに充実した災害対策、防災対策ということでやっていただけだと確信しております。これで私の質問を終わります。以上です。

○議長（松山 力弥） ここで昼食休憩をします。

一般質問の再開を午後1時からいたします。

以上です。休憩に入ります。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 7番、川口満浩です。通告に従いまして、コミュニティバス待合環境整備について質問をさせていただきます。

先日、埼玉県で84歳の高齢者が運転する軽ワゴン車が下校中の女児をはねる痛ましい事故が起きています。にもかかわらず、この数年運転免許を返納する高齢者が減っているようです。自治体によって対策を打ち出しているようですが、本町においては町長の政策でもあります高齢者に対する運転免許自主返納支援助成事業が現在深刻化している高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安を持つ高齢者の運転免許の自主返納を後押しする他町にない画期的な事業であると思います。

とはいっても、運転免許を返納することは、御本人にとって気持ちの整理が要る大変大きな決断であると思います。行動範囲の制約や、外出機会をなくし体と心の健康を損なわれることもあるでしょう。そのために、このような状況のときにはほかの移動手段が必要となります。

中でも、コミュニティバスを活用することは、高齢者にとって役場へ行く、友人と会う、買物や通院と、日常的で便利な、そして重要な交通手段であります。

近年は異常気象が続き、気象庁の発表で昨年は過去126年で一番暑い夏となり、今年は昨年に匹敵する暑さの可能性があると警戒を呼びかけています。高齢者にとっては突然の豪雨や熱中症を心配するなど、バス停へ行くのもバス停で待つのも一苦労という方も多いのではないかでしょうか。

コミュニティバスの概要に、町内の公共交通機関として高齢者や子ども、体の不自由な皆さん

に安心して利用していただける地域密着型のバスとあります。町民が利用する際の待合環境を少しでも快適な環境向上させる取組が必要であると考えます。

そこで、コミュニティバスの待合環境整備についてお尋ねいたします。

初めに、令和6年3月に須恵町地域公共交通計画が策定され、アンケート調査が実施されています。それを確認いたします。コミュニティバスの令和5年度年間利用者総数、また10歳刻みの年齢別の利用者数をお尋ねいたします。

○議長（松山 力弥） 答弁を求めます。

櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） コミュニティバスの利用者について回答させていただきます。

コミュニティバスは、福祉バスをリニューアルし、平成24年より本格運行しており、鉄道やバスが通らない地域の公共交通を補っております。当初は5路線で運行しておりましたが、令和3年度7路線に拡充し、現在に至っております。

議員の御質問ですが、コミュニティバスの令和5年度年間利用者総数は6万2,360名です。令和4年度の利用者総数は5万6,848名でしたので、前年比約10%増となっており、コロナ以前の状況より利用者数が伸びている状況です。また、年齢別については、利用者の年齢まで把握できないためお示しできません。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今6万2,360人、6万人をはるかに超えているという、そして前の年から比べると10%ほどアップしていると、非常に多くの方が使われているんだなということがこれで分かります。

計画によると、利用者数は令和10年度末の目標値として5万7,000人で、利便性向上を図り利用者数を維持とあります。この調査で、年齢別的人数が先ほどちょっと分からぬといふことだったものですから、把握しにくいのではないかと思いますけども、年齢層で65歳以上の5歳ごとの比率、これが分かればちょっと示していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） あくまで参考ということになりますが、計画策定時に行っているアンケート調査の中で、議員が尋ねられている65歳以上の5歳ごとの比率の参考となるものが、実際コミュニティバスを利用されている方に対する聞き取り調査を行っております。その利用者の方の人数でお答えさせていただきますと、平日の利用者で5歳刻みになりますが、65歳から69歳が4%、70歳から74歳が24%、75歳から79歳で30%、80歳以上が

27%となり、利用者のうち65歳以上が88%を占めておりました。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 数字を出していただきまして、ありがとうございます。

今の数字の比率からいっても、高齢者の方が非常に多いなというのは明らかであります。

このコミュニティバスを利用している地域の高齢の方の声なんですけども、特に毎回利用しているというふうな方だったんですけど、全てにおいての話ではないと思いますが、なかなか時間どおりにバスが来ないとか、ある方はびっくりしたんすけれども、乗車を予定しているバスがもう既に出発をしていたというふうなこともあったそうです。

そういうことを少しでも解消するためですが、今高齢者の方もスマホを所有している方が非常に多くございます。このスマホを活用してもらうということで、ちょっと次の質問なんんですけども、バス車内に公式LINEの取得や、バスの位置情報を知らせるバスロケーションシステム、これの案内を掲示されるというお考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 現在、車内に公式LINEの取得の案内を掲示しております。

公式LINEを取得いただければ、バスのロケーションシステムは確認できるようにお示ししております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 既に掲示はしているということで案内はしているということですけども、このバスロケーションシステムという運用、これに関しては私は正直言って知らなかつたものですから、議員の何人かに聞いても、もうそれは運用しているということを知らないという声のほうが多いといったものですから、町民の方にもあまり知られていないのかなと。運用が始まつて間もないからそうなのかもしれません。

町民の方に聞いてみると、確かに知らないということはあるのと、バスロケーションシステムということを言ってもピンと来ない方もいらっしゃると思うんですが、せっかく運用されていることを、その広報、周知というか広報活動とかというのは今されていらっしゃるのかを、ちょっと分かれば内容を教えていただきたいんですが。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 広報活動につきましては、須恵町ホームページでの案内、また減免申請等に窓口に来られた方には路線の説明や、それに併せてバスロケーションシステムのご案内をさせていただいておりますが、今後とも周知に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） これはすばらしいシステムで、時刻表がなくてもというわけではないんですけども、見ていれば、ほかの新宮とか宗像とか、ちょっとほかでやっているところもあったんですけども、話聞いてみると、確かにバスが移動していっているというのを見るだけでも分かりやすいなというふうには非常に感じましたので、今のスマホを使ってということですけども、今スマホ講座とかそういったものも町のほうでもやっていますし、コミュニティのほうでもやっているところがありますから、丁寧に教えてあげたら御高齢の方でも使いこなせるのではないかというふうに感じますので、その辺の取組をしていただければなと思います。

次の質間に移ります。

第7次須恵町総合計画基本構想には、高齢者社会を見据えた公共交通体制を充実させ、生活基盤である住民移動手段の確保を引き続き行っていくとあり、地域公共交通計画にも待合環境向上として公共交通沿線施設との競争による待合環境向上件数が示されております。乗り継ぎ拠点に設定している4地点、これを令和10年度に達成することを目指しているということですけども、そのほかに施設を今からでも考えているところはあるのでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 公共交通沿線施設との競争による待合環境向上の件数として言われています、検討しておりますのは、公共交通ネットワークの将来像において乗り継ぎ拠点に設定した4地点、須恵駅、新原駅、水戸病院、赤坂でございます。

令和6年3月に計画書を策定し、今後ますその4地点を検討して待合環境向上を進めていきたいと考えている状況です。

今後、新たにまた公共交通沿線との結節点ができるのであれば検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今の4地点ですね、中でも新原地区の新原駅口のバス停は目の前に須恵診療所があります。水戸病院も予定に入っていますけども、病院であるところから、高齢の方がどれだけ利用されるのかなというふうに考えるところではあるんですけども、水戸病院の近くにふれあいレインボー、コミュニティがありまして、コミュニティの施設であると、そういった受入れ体制というのはすぐにできるのではないかなと思いますし、ほかにも例えればすけれどもスエノバであったり、車が中に入っていますけどもコメリであったり歴史民俗資料館とか、場所によっては公民館の玄関とか、そういったものも一つの利用の仕方があるのではないかなど

思いますので、その辺は検討をしていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいいたします。

次の質問に移りますけども、道路交通法の改正により、路線バスの停留所に関係者の合意が得られた場合駐停車が可能となりました。これを進めていただくと、乗り継ぎの利便性にもつながると思いますが、取り組む考えはありますでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 議員も言われましたとおり、道路交通法の改正に基づいて、現在は路線バスの停留所、具体的には西鉄バスさんとなります、の関係者に合意をいただき、コミュニティバスの停留所4か所、須恵役場前、上須恵口、旅石八幡、赤坂を設置し、取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 既に取り組んでいるバス停があると。路線バスのバス停でかかるバス停が多いと思いますので、このような取組は町民にとって非常にありがたい取組ではあると思います。取り組んでいる中でも、既に運転手さんのほうに、バス停が若干移動しているとか何とかというのもあると思いますから、運転手の方にその停まる位置、この辺が変わりましたよという周知はされてあるんでしょうか。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） もちろん、バス停の移動がありましたら、関係者からの合意を得られたら、バス停を変更するなどある場合は、必ず運転手さんのほうには周知をいたしております。つけ加えまして、例えば道路工事等などでもバス停が一時期的に変更があるとかいう場合も、必ず事前には周知をいたしております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 周知指導を徹底しておられるということを聞いて、町民の方も安心して利用することができるというのが非常によく分かりました。

次に、停留所に関しての最後の質問になりますけども、町民からはコミュニティバスに屋根やベンチ等の整備を求める声があります。しかし、設置するには大きな費用がかかり、バスの収入も限られています。そこで、ふるさと納税の活用や民間の力をかりて設置するなど、財源を確保することで待合環境の整備を進めるという考えはお持ちでしょうか、お願ひします。

○議長（松山 力弥） 櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 公共交通に関する町民アンケートにおきましても、バス停に屋

根やベンチを求める声はいただいている。先ほど回答しました路線バスの停留所を活用させていただく方法も取っております。

屋根やベンチ等の整備につきましては、費用面の問題もありますが、バス停の場所においてベンチ等の設置場所が確保できない場所も多いのが現状でございます。今後も道路管理担当課とも協議しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 検討を進めていただけるということですので、早急に取りかかっていただきたいことであると私は思うんですけども、それは地域公共交通計画の免許自主返納の申請者数が令和10年まで249名と、利用促進策を講じて申請数の維持を目指すとありますが、モビリティマネジメントの推進や、高齢化、団塊世代の人口から見て、今後コミュニティバスの利用者は高齢者を中心に増えることが予想されるからであります。

また、近年の異常気象、先ほども言いましたけども異常気象、待合環境の整備を急ぐ必要がここで出てくるのではないかと思います。もちろん、先ほどちょっと回答の中にもありましたけども、設置には歩行者の通行の障害とならないよう、また地域の実情や公益上設置することが妥当でないなど、停留所に屋根やベンチ等の設置をすることが無理な場合も多いのかもしれません。ベンチが無理な場所でありますけども、ちょっと腰かける椅子でもあるとありがたいと思いますので、少しでも腰かけておきたいとかという心情はあると思います。

そこで、腰かけ椅子、ちょっとしたものでも設置できるのかということを検討の一つに入れてもらいたいんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） コミュニティバスについては、担当課のほうで常に前向きながら、だから今の路線が全てベストだとは思っていません。皆さんの要望に応えるべく路線も増やしていますし、皆さんに利用しやすい形にはしていきたいなと思っています。

ベンチの問題については、地元の区長さんとかいろんな関係もありますので、担当課のほうとおいおいさせていきますけども、一つ問題なのが地域公共交通会議の中の一つのアイテムとしてコミュニティバスがあります。その中には西鉄バスもあるし、JRもあるわけですね。その営業を阻害するわけにはいかないわけです。あまりにもこのコミュニティバスが行き届き過ぎると、バスの撤退とか、今現在も言っているんですよ。そういうことを考えると、やはりプロが運営する公共交通というのはなくすわけにはいきませんので、その辺りというのは地域公共交通会議の中で担当課とコンセンサスを図らせながら、ベンチが置ければ置いていきたいし、いろんな観点から見ていきながら、もっともっとこのバスを町民の方々利用されて、須恵町は便利やね

と言われるような形にしていきたいと思って担当課が鋭意努力しておりますので、御理解ください。よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 川口満浩君。

○議員（7番 川口 満浩） 今町長がお話しされましたように、このコミュニティバスというのは路線バスが通らない中に入していくというんじゃないんですけども、そういうところまで細かく動いてもらって、町民の足になるということがコミュニティバスですので、路線バス、そこを阻害するようなことであってはいけないと思いますので、できればちょっと入ったところでも家から出て、そのバス停まで3分、4分、5分かかると。暑い中で行ったときに、ちょっと座ろうかなみたいなところもできるのであれば、その辺を十分に今後検討をしていただきたいと思います。

町民のアンケートでは、やっぱり待合環境は課題として挙げられておりますので、将来のコミュニティバス、これは町民にとって重要な交通手段となり、住みやすい、住み続けたいまちづくりの一役を担うと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（松山 力弥） これにて一般質問を終結します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本会議終了後、1時40分より全員協議会を開催しますので、特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、6月14日午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

午後1時22分散会

令和6年 第2回（定例）須恵町議会会議録（第3日）

令和6年6月14日（金曜日）

議事日程（第3号）

令和6年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第21号 令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第22号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第23号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第24号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第25号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第26号 須恵町長の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第27号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第28号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第29号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第30号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第31号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第33号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第34号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 報告第 4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第17 報告第 5号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第18 発議第 3号 須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について
- 日程第19 発議第 4号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第21 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 21 号 令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 22 号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 23 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第 24 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 25 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 26 号 須恵町長の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 27 号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 28 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 29 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 30 号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 31 号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 33 号 令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 13 議案第 34 号 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 報告第 4 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第 17 報告第 5 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第 18 発議第 3 号 須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について
- 日程第 19 発議第 4 号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議員の派遣について

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稻永辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	梅野 猛	係長	吉開 英
----	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松 秀一	副町長	稻永修司
教育長	猪股 清貴	総務課長	諸石 豊
公園緑地課長	世利昌信	こども家庭課	吉川聰士
地域振興課長	平山 幸治	都市整備課	中牟田 健
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	学校教育課長	吉本 孝治
健康増進課長	舛本 直明	ふるさと応援課長	船井 弘喜
まちづくり課長	櫻木 美奈子	税務課長	安河内高利
子育て支援課長	稻岡慎太郎	社会教育課長	伊藤 泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤 武範
総務課参事	黒川 忠敬	総務課課長補佐	石津 伸篤
監査委員	吉松 辰美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。短い6月議会でございましたけれども、各委員会は審議していただいたと思いますので、委員長の報告の下に今日の採決をお願いしたいと思います。これより、本日の会議を開きます。

本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、追加提出された議案は工事請負契約の締結1件、報告2件でございます。

当初本会議で付託された議案を採決後、追加された工事請負契約の締結議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

日程第1 議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億6,954万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 岁入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第2. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分した補正予算の承認を求めるものです。

令和5年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,917万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,818万7,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表 岁入歳出予算補正によるとしています。

歳入では、保険税の収納見込みや国・県の補助金等の決定額等、決算見込みにより増減補正をしております。

6ページ、1款国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから302万3,000円の減額補正を行っています。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億5,789万7,000円の減額補正を行っています。歳出、保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の減によるものです。

5款繰入金では、一般会計繰入金854万円の減額補正です。内訳として、給与費等繰入金135万5,000円の減、出産育児一時金繰入金586万3,000円の減、その他一般会計繰入金119万6,000円の減、産前産後国民健康保険税繰入金12万6,000円の減。

7款諸収入は、国保税滞納延滞金、雑入の決算見込みによるもので15万6,000円の増額補正を行っています。

歳出では、各費目共に、決算見込みにより不用額を減額補正しております。

12ページ、1款総務費では、1項総務管理費から3項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みにより79万9,000円の減額補正を行っています。

2款保険給付費では、1項療養諸費から5項葬祭諸費までを、同じく決算見込みにより1億6,040万8,000円の減額補正を行っています。

6款保健事業費553万9,000円の減額補正は、医療費適正化事業の各科目的不用額を減額しております。

8款諸支出金は、不用額103万9,000円の減額補正。

9款予備費は、不用額138万8,000円を減額補正しております。

質疑において、特定検診委託料の減額の要因についての質疑に、受診率が伸びることを期待して予算を計上していましたが、実績が少なかったとの答弁がありました。

保険税過誤納還付金の発生理由や対象人数についての質疑に、国民健康保険の資格を喪失した方や所得の確定によって保険税の減額があった場合は、納め過ぎた保険税を還付します。対象件数は36件ですとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第3. 議案第23号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。

議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の

審査報告をいたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。 13 ページをお開きください。

第 34 条の 7 について、公益信託制度の規定に伴う所得税法の改正の見直しにより、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関わる寄附金を寄附金税額控除の対象とするものです。

次の第 51 条第 2 項については、町民税の減免について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、申請書の提出がなくても職権による減免を可能にするもので、第 3 項において文言の整理を行っております。

次に、14 ページをお願いいたします。

第 56 条については、私立専修学校等が直接教育の用に供する固定資産についての固定資産税の非課税適用申告を定めたもので、法律の改正による引用の条項の条ずれでございます。

次に、15 ページをお願いいたします。

第 71 条第 2 項及び第 3 項については、固定資産税について先ほどの 51 条の改正と同じく、職権での減免を可能にする改正と文言の整理を行っており、続いて第 139 条の 3 第 2 項及び第 3 項についても、特別土地保有税の減免についての同様の改正となっております。

次の附則第 4 条の 2 については、みなしの譲渡所得課税の非課税の承認を取り消された当該公益法人に対しての譲渡所得の課税規定において、上位法である地方税法にて規定されたため税条例は削除するものです。

次に、16 ページをお願いいたします。

附則第 5 条の 2 については、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震災害に係る雑損控除について、通常は令和 7 年度住民税において適用されるものを特例として令和 6 年度住民税においても受けられるようにする規定の新設です。

次に、17 ページをお願いいたします。

附則第 6 条については、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制について定めたもので条ずれによる改正です。

次の附則第 7 条の 5 から 24 ページの附則第 7 条の 8 までは、個人住民税の定額減税に係る改正となります。

まず、附則第 7 条の 5 については、令和 6 年度住民税において、合計所得が 1,805 万円以

下のものに対し、住民税所得税から納税者及び配偶者の定めた扶養家族1人につき、1万円の特別減税を行う規定の新設です。

次に、18ページをお願いします。

附則第7条の6については、普通徴収において特別減税額を第1期から控除し、控除しきれない場合は第2期、第3期、第4期と隨時に控除していく規定の新設です。

次に、19ページをお願いします。下のほうになります。

附則第7条の7については、公的年金所得に係る住民税の年金特別徴収において、特別税額を10月分から控除し、控除しきれない場合は12月分、2月分と順次控除していく規定の新設です。

次に、24ページをお願いします。

附則第7条の8については、所得要件により配偶者控除が受けられない、同一生計配偶者を有する納税者については、令和7年の分の住民税において1万円の特別減税を行うものと、規定の新設です。

次の附則第8条第2項及び3項については、条ずれの改正です。

次に、25ページをお願いします。

附則第10条の2については、第14条で木や竹に由来するものや、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを使用した発電装置に対する固定資産税を7分の6とする特例、第24項で滞在快適性等向上区域におけるオープンスペース化に供する施設等の固定資産税を2分の1とする特例をそれぞれ新設するものであります。

その他の項につきましては、条・項ずれによる改正です。

次に、26ページをお願いします。

附則第10条の3第3項については、新築の認定長期有料住宅の固定資産税減免の特例適用について、マンションの管理者等から申告書の提出があれば、区分所有者の申告書の提出がなくとも適用することができる規定の新設です。第4項から第15項に関しては項ずれによる改正です。

次に、28ページをお願いします。

附則第11条から31ページの附則第13条につきましては、固定資産税において令和6年度が3年に1度の評価替えの年であるため、土地の負担水準の均衡化を促進するため前年度までの負担調整措置の仕組みを令和8年度まで3年間延長するものです。

次に、31ページをお願いします。

附則第15条につきましては、特別土地保有税に関して現行の特例適用期間を3年延長するものです。

次に、32ページをお願いします。

附則第16条の3から35ページの附則第20条の3につきましては、定額減税に関する改正です。こちらは、特別税額控除の対象となる住民税所得割の額について、第16条の3において上場株式等の配当所得等の分離課税分、16条の4において土地の譲渡に係る事業所得の分離課税分、17条において長期譲渡所得の分離課税分、18条において短期譲渡所得の分離課税分、19条において一般株式等に係る譲渡所得の分離課税分、20条において先物取引に係る雑所得の分離課税分、20条の2において特例適用利子等及び配当等の課税分、20条の3において条約適用利子等及び配当等の課税分をそれぞれ含める規定の新設です。

11ページに戻っていただきまして、附則です。

第1条でこの条例は令和6年4月1日から施行するとし、第1号及び第2号の規定につきましては当該確保に定める日から施行することにしております。第2条において町民税、第3条において固定産税についてそれぞれの経過措置を定めています。

町長の職権による減免を可能とする改正について、上位法の改正によるものかとの質疑に、上位法の改正によるもの。改正前までは、申請書の提出が必要でしたが、災害に見舞われた方が申請できないことを想定して、減免については町長の職権で可能とする改正となっているとの答弁でした。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第4. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページです。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分をしたので議会の承認を求めるものです。

3ページ、新旧対照表です。

第3条課税額です。第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改正するとしています。これによって、国民健康保険税の課税限度額が「104万円」から「106万円」に、合計2万円引き上げられることになります。

第25条国民健康保険税の減額におきましても、「22万円」から「24万円」に同様の改正を行っております。

4ページ、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5,000円」に引き上げるとしており、第3号では2割軽減の対象となる金額の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるとしています。

2ページに戻っていただき、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は令和6年4月1日から施行するとし、第2項でこの条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとしております。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第5. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第25号須恵町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律が、令和5年6月9日に公布され、令和6年5月27日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

このマイナンバー法の改正目的は、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利用の推進に関する各種施策を講じて、国民の利便性向上を図ることを目的に改正されています。

この改正により社会保険制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用ができるようになります。今回の条例改正は、当該条例で引用している法別表第2（情報紹介者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容を規定）が廃止されることから、上位法の条ずれに伴う引用箇所の改正、文言の修正、用語の追加によるものです。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で説明します。

まず、第1条は上位法の条ずれによる「第10号」を「第11号」に改めます。

第2条は、「法別表第2第2欄に掲げる事務」が廃止されるので、第2条の次に「第3号個人番号利用事務、法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。」を加え、「第6号特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」及び、「第7号利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。」を加えます。

第4条は、「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表に第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

第5条は、第1条と同様に上位法の条ずれにより「第10号」を「第11号」に改めます。

2ページに戻っていただいて、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方

は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されるに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正内容は、上位法となります地方自治法及び地方自治法施行令の改正にされたことに伴い、条例に伴い引用箇所を本条例も改正するものです。ちなみに、本条例の関係の上位法の内容の改正はありませんでしたので、引用する条項の改正のみとなります。

3ページの新旧対照表をお開きください。

第1条の改正は、引用する地方自治法の普通地方公共団体長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が、「第243条2」から「第243条の2の7」に、職員の賠償責任に関する規定が「第243条の2の2」から「第243条の2の8」に改正されたことによるものです。

第2条の改正は、引用する地方自治法施行令の普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責の基準等に関する規定が「第173条」から「第173条の4」に改正されたことによるものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

なお、今回の条例改正については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならぬと規定されており、去る5月31日、議会より監査委員宛てに条例改正に関し意見を求め、6月7日付で監査委員より「特に申し出をする事項はありません」との意見をいただいております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和4年6月22日に交付され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページ、新旧対照表です。

第1条（設置）及び第2条（所管事務）中、子ども・子育て支援法「第77条」を「第72条」に改めます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律の条ずれが出たことにより改正を行うものです。

また、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の整備に関する法律とは、児童福祉法や内閣府設置法などの関連法律を整備するために制定されたもので、関係大臣の権限や内閣府令を改めるなど、子どもの福祉の増進や保険の向上、子育てに対する支援を行う法律を移管することを目的としています。

2ページ附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第27号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第28号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第28号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第28号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

今回の改正では、第6条の次に第6条の2として、園の設備や運営に関する安全計画の策定・周知を、第6条の3として、自動車を運行する場合の児童の所在確認の条文を追加し、第12条の次に第12条の2として、業務継続計画の策定・周知の条文の追加を行っています。

また、第13条第2項中、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的に実施するよう努めることなど、児童の安全の確保に関する事項を加える改正を行うものです。

この改正により、放課後児童クラブについて、安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務づけられることになります。業務を委託している場合は、委託先の業者（事業所）より作成されます。

なお、本庁では業者（事業所）が自動車を運行して送迎している学童はありません。

3ページの附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、安全計画、業務継続計画の提出先についての質疑に、提出先は須恵町役場ですとの回答がありました。

現在、感染症及び食中毒の予防等の訓練は実施されているのか。役場が管理するのかとの質疑

に、実施しているが今回からは国の基準で定められ、計画を提出してもらい、適切に実行されているかのチェックを役場が行うことになるとの答弁がありました。

定期的でなくとも、車を使用して児童を移動させるようなことはないのかとの質疑に、車を使用しての移動はないと答弁がありました。

今回の改正は、委託している業者（事業所）以外は対象にならないのかとの質疑に、対象にならず拘束力もない。町からの給付の関係がないと条例等の適用にならないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

家庭的保育事業とは、保育者の自宅などでゼロから2歳児を対象に保育を行う事業で、本町に事業者は存在しません。今後、本町で事業展開をされたときに備えての改正ですとのことです。

3ページ、新旧対照表をお願いします。

第29条中、家庭的保育事業等の施設において従事する職員の数を定める規定のうち、職員配置基準を満3歳児おおむね「20人につき1人」から「15人につき1人」へ、満4歳以上児お

おむね「30人につき1人」から「25人につき1人」へ改正を行うものです。

この改正は、町内の認可園や届出保育施設等についても適用されるのですが、認可園や届出保育施設は県の管轄ですので、県が6月の県議会にて条例改正の議案を提出する運びとなっています。

2ページ附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、6月議会で県が審議しているので、9月頃からの運営になるのかとの質疑に、県が定めたものを運用していくことになり、直接県からの指示があつてからとなるとの答弁がありました。

南幼稚園での保育士人数の確保に影響はあるのかとの質疑に、1クラスに1人担任なら、もう1人増やさないといけないが、須恵町では全部の園が2人担任の正副担任なので影響はなく、運営は変わらないが給付が変わり、少し待遇がよくなる。給付が増えるとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第30号須恵町水道事業設備等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、水道法第10条の規定により、給水規模を変更したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正の内容は、第2条関係は行政人口の増加などに伴い、給水人口及び1日最大給水量の計画値を変更するため、事業認可の見直しを行い、これに伴う給水区域の名称変更、給水人口及び1日最大給水量の規定値を改正するものと、職員の賠償責任を定めた地方公営企業法第34条において準用している地方自治法が改正され、指定公金事務取扱制度に係る規定が新設されたことに伴い、職員の賠償責任を引用している条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

3ページ、新旧対照表をお願いします。

経営基本の第2条関係です。第2条第2項中、給水区域を改正前の「甲植木、乙植木」を改正後、「植木」に改めます。

給水区域の名称について、現行の表記が大字界と行政区界が混在しておりましたので、大字界表記に統一するため甲植木、乙植木を「大字植木」に改正するものです。

次に、同条第3項中、給水人口を改正前の「2万7,600人」を改正後に「3万1,500人」に改めます。同じく第4項中、1日最大給水量を改正前の「1万2,300立方メートル」を改正後「1万800立方メートル」に改めます。

次に、第5条中、改正前の「243条2第4項」を改正後「243条の2の8第8項」に改めるものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第31号須恵町下水道事業の設置に関する条例の一部

を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正の内容は、職員の賠償責任を定めた地方公営企業法第34条において、準用している地方自治法が改正され、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、職員の賠償責任を引用している条文が繰り下がり、条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除規定です。改正条文として、第6条中、改正前の「243条2の2第8項」を改正後「243条の2の8第8項」に改めるものです。

2ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、休憩をします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12. 議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）

について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,052万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表　歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表　地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表　債務負担行為補正によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳入16款2項不動産売り払い収入について、当該地の購入者を問うもの。答弁として、ここで氏名は控えますが、事業を営んでいる方というものでした。

歳出2款2項定額減税補足給付金事業について、税金滞納者に対する給付金支給を問うもの。答弁として、滞納者にも給付される。差し押さえは禁じられているというものでした。

関連で、同事業について設置される相談窓口の詳細を問うもの。答弁として、対象想定人数5,000人中、60歳未満が7割を占めることから、土日を含め9時から20時までコールセンターを開設するというものでした。

10款2項第一小学校維持管理事業について、アスベストの調査箇所を問うもの。答弁として、来年度長寿命化工事を予定している本館の向かって左側部分の構造部材を調査するというものでした。

同じく10款2項小学校給食事業について、保護者負担がどうなるか問うもの。答弁として、今現在保護者負担を上げているが、9月以降の校納金給食費で調整することで、負担増分を解消するというものでした。

10款3項須恵中学校維持管理事業について、学校体育館空調工事を行う各校の順番を問うもの。答弁として、災害避難所としての見地から、町の中心地にある須恵中の工事を始めに行い、その後は順次、年次計画に基づき他の学校へ進めていくというものでした。

関連で、工事に入る時期を問うもの。答弁として、本年度に設計を行い、来年度に施工するというものでした。同じく関連で、須恵中体育館の空調工事を行うフロアについて問うもの。答弁として、1階2階ともに行うというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

令和6年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ774万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,174万8,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表 岁入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、歳入です。

3款1項国庫支出金769万8,000円の増額は、歳出の国保システム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金です。

5款1項他会計繰入金5万円の増額補正は、歳出1款の増額に伴う給与費等繰入金の増額です。8ページ、歳出です。

1款1項総務管理費774万8,000円の増額補正は、マイナンバー法改正によりマイナンバーカードを健康保険証として利用（一体化）するため、事前に被保険者の全世帯に加入者情報を、特定記録郵便で送付する郵送代とシステム改修委託料等の増額です。

審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 議案第35号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金、4億4,077万円。請負者、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約保証の方法、契約保証金（前払保証事業を行う保証事業会社の保証）4,407万7,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和7年3月21日までとなります。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これで質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで、総務建設産業委員会開催のため、暫時休憩をいたします。再開は委員会審査の状況を見て、事務局より連絡させます。

午前11時21分休憩

午前11時37分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10. 議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第10号、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第35号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金、4億4,077万円。請負者、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約の方法、契約保証金（前払保証事業を行う保証事業会社の保証）4,407万7,000円。条件、工期は契約の効力が生じた日から令和7年3月21日までとなります。

今回の工事につきましては、本店が須恵町または近隣市町にあり、建設に関わる国家資格保有者を在籍している事務所14社を指名し、その中で7つのJV（特定建設工事共同企業体）が結成されました。

5月8日に指名通知及び設計書等の配布、6月6に入札会を実施し、落札率は97.98%でした。

請負金の支払いは、40%の前金払制度と20%の中間前金払を適用します。

6月17日に仮契約を締結し、本議会で議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、工期に間に合う施工完了可能な期日なのかという質問があり、完了可能な期日規定を設定していますとの答弁がありました。

以上、6月12日を仮契約を締結し、本議会の議決の契約の効力を生じ、本契約となります。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入れます。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

○議長（松山 力弥）　日程第16報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊）　報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和6年4月30日正午頃に、自宅敷地内の草取りをしていたところ、門扉レール付近のコンクリートに右足を乗せた際、当該コンクリートが破損し、敷地内が陥没いたしました。相手方の右足が陥没部に落ち込み大腿部を打撲した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

賠償額は5,467円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は町道川原3号線の側溝の継ぎ目から漏水し、周辺の地盤が沈下したため宅内的一部分が陥没したもので、町道不良箇所の確認不足が原因により発生したものでございます。本件は、町道で発生した事故であるため、治療費及び交通費の全てを町が賠償するべき事案でありますので、その全額を須恵町の保険を適用する方針で決定いたしました。

この事故に伴います解決金は、事故発生状況と凡例により治療費3,970円、交通費1,497円の計5,467円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償保険で全額賠償しております。今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして、再発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥）　報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

日程第17. 報告第5号

○議長（松山 力弥）　日程第17、報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第2号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和5年6月13日16時頃に、コミュニティバスが山の神広場から旅石郵便局に向かって走行中、須恵高校交差点を右折し、80メートルほど直進したところ、進行方向に向かって右手コンフォート須恵横の町道新生2号線から相手方が自転車で飛び出し、コミュニティバスと走行者線上で衝突。相手方は、頭部外傷等のけがを負い、衣服及び自転車が破損した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は103万8,391円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故はコミュニティバスの運転手につきましては、周辺の状況に注意を払い、減速しすぐに停止措置を講ずべき注意義務を怠ったこと、自転車運転手は運転手として安全運転義務を怠ったことが原因により発生したものでございます。

本件は、事故の状況により、凡例では須恵町の責任割合は70%相当でございますが、相手方に著しい過失があったこと等を鑑み、過失相殺をした結果、須恵町の責任割合を60%で認定となりましたので、対物につきましては60%の賠償となります。

対人につきましては被害額が120万円未満でございますので、コミュニティバスの自賠責保険での賠償となります。自賠責保険では被害者に70%以上の過失が認定されない限り過失相殺は発生しないため、治療費等の対人に係る損害の総額の100%が賠償となります。

この事故に伴います解決金は、対物については4万3,958円の60%の2万6,375円、及び対人につきましては100%の101万2,016円の計103万8,391円を賠償額といたしました。

相手方との協議が整えましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、対物につきましては公用自動車の任意保険にて、対人につきましてはコミュニティバスの自賠責保険にて賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう安全運転の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

日程第18. 発議第3号

○議長（松山 力弥）　日程第18、発議第3号須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議についてを議題とします。

この議案は、脱炭素推進調査特別委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。3番、白水春夫君。

○議員（3番 白水 春夫）　議案書の1ページをお願いします。

発議第3号須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について。

この議案について、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び須恵町議会会議規則第13条第3項の規定により提出するものです。

提案理由として、本議会は気候変動が私たち人類の存続基盤を脅かす状況にあるという危機感を、町民や町内事業者等を共有し、脱炭素社会の構築に向け、より一層取組を推進するとともに、議会及び議員自らも積極的に行動することを表明するため提案するものです。

2ページに決議の内容を示しており、直面する豪雨、猛暑などの気候変動の対応に全力を挙げつつ、議会及び議員自らも脱炭素社会の実現に向けて、積極的な対策に取り組むことを決意するものです。

詳細については、全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥）　提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第3号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第3号について採決に入ります。本案に、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥）　起立全員であります。よって、発議第3号須恵町議会気候異常事態宣言に関する決議については、原案のとおり可決すること決定しました。

ここで私、議長より、決議書を読み上げさせていただきます。

須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議。

近年の気候変動は、深刻な状況にあり、我が国においても数十年に一度と言われるような豪雨災害をはじめ、災害級の猛暑や熱中症の増加など、各地で甚大な被害をもたらし、気候危機と呼ぶべき事態に直面している。

地球温暖化は大規模な自然災害だけでなく、気温上昇や干ばつによる食料不足、水資源不足、

水産・農業生産減少、生態系への影響、感染症の増加など、私たちの暮らしにも多大な被害を及ぼすと予測されている。

大型台風や前線がもたらす豪雨により、須恵町もいつ災害が起きても不思議ではない。2015年に合意されたパリ協定では、世界の平均気候の上昇を産業革命前と比較して、2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することが定められ、国は2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言している。

須恵町は令和4年3月、町長が「ゼロカーボンシティすえ」を宣言し、積極的な対策に取り組んでいる。私たち須恵町議会も、気候変動が危機的状況に至っているとの認識を共有する。この危機に対応するには、全町的な議論と取組を必要とすることは言うまでもない。

気候変動対策は、議会と執行部が車の両輪となり、町民、事業者の皆様とも議論、連携しながら、積極的な対策に取り組むべき事業である。須恵町議会は、早い段階から、タブレットの活用によるペーパーレス化などの環境負荷を抑える取組を実施してきた。

私たちは、気候変動対策が国際社会や未来世代への責務であると認識する。本町議会としても、当面する豪雨、猛暑などの対応に全力を挙げつつ、議会及び議員自らも脱炭素社会の実現に向けて、積極的な対策に取り組むことを決意する。

須恵町の「ゼロカーボンシティすえ」の理念と目標を促進し、「水と緑と光の町すえ」の将来像を確かなものにするため、ここに須恵町民を代表する議会の総意として須恵町議会気候非常事態を宣言する。

以上、決議する。令和6年6月14日、福岡県須恵町議会。

以上です。

日程第19. 発議第4号

○議長（松山 力弥）　日程第19、発議第4号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重）　議案書の1ページをお願いします。

発議第4号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について。

この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、イスラム組織ハマスとイスラエルに対して、即時停戦のための交渉のテーブ

ルにつくように強く働きかけるとともに、停戦及び人道支援の速やかな実施に向けて国際社会の議論をリードすることを日本国政府に求め、意見書を提出するものです。

意見書の内容として、国連総会の緊急特別会合において、即時の人道的停戦に応じることを強く求め、全ての人質の即時かつ無条件の解放及び人道的な支援の拡大を求めるものです。

詳細につきましては、全員協議会で確認しておりますので割愛させていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第4号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第4号について採決に入れます。本案に御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第4号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出があつておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より消防訓練活動及び水道事業について、文教厚生委員会よりこども家庭課の業務内容について。

以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第21. 議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第21、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りまし

たとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正是、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和6年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午後0時01分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 松山 力弥

署名議員 8番 百田 輝子

署名議員 9番 三角 栄重